

衆議院 外務委員会 議 録 第 四 号

平成十年三月十三日(金曜日)

午前九時五分開議

出席委員

委員長 中馬 弘毅君

理事 福田 康夫君

理事 茂木 敏充君

理事 玄葉光一郎君

理事 坂口 力君

理事 柿澤 弘治君

理事 櫻内 義雄君

理事 菅 義偉君

理事 滝 実君

理事 森 英介君

理事 矢上 雅義君

理事 藤田 幸久君

理事 山中 樺子君

理事 古堅 実吉君

理事 伊藤 茂君

出席國務大臣

外務大臣 小淵 恵三君

出席政府委員

防衛庁防衛局長 佐藤 謙君

外務大臣官房長 浦部 和好君

外務大臣官房審議官 海老原 紳君

外務省総合外交政策局長 加藤 良三君

外務省総合外交政策局国際社会協力部長 上田 秀明君

外務省アジア局長 阿南 惟茂君

外務省北米局長 高野 紀元君

外務省欧亜局長 西村 六善君

外務省経済局長 大島 正太郎君

外務省経済協力局長 大島 賢三君

委員外の出席者

外務省条約局長 竹内 行夫君

大蔵省国際金融局国際機構課長 玉木林太郎君

外務委員会専門員 宮本 吉範君

委員の異動

三月十三日

辞任

河野 太郎君

宮本 一三君

八代 英太君

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

補欠選任

菅 義偉君

矢上 雅義君

滝 実君

同日

補欠選任

河野 太郎君

八代 英太君

宮本 一三君

三月十三日

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空法に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

同日

補欠選任

河野 太郎君

八代 英太君

宮本 一三君

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

(第六〇六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空法に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

同日

補欠選任

河野 太郎君

八代 英太君

宮本 一三君

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

同日

補欠選任

河野 太郎君

八代 英太君

宮本 一三君

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

同日

補欠選任

河野 太郎君

八代 英太君

宮本 一三君

同日

辞任

菅 義偉君

滝 実君

事館の設置が充実しているのではないかと考えますが、デンバーに総領事館を新設される理由と、総領事館を新たに設置する場合の設置基準について伺いをいたします。

○小淵國務大臣 お答え申し上げます。

今回のデンバーにおける総領事館の設置の理由でございますが、当地はハイテクの産業や研究開発活動の振興を背景に、コロラド州のアメリカ合衆国における重要性は一層高まっておりますと考えております。一九九七年の六月に、同地で先進国首脳会議が開催されたのも、その証左の一つだと考えております。

また、デンバーの総領事館が管轄する四州には、百八社の我が国の関連企業が進出をいたしております。まして、四千七百二十人の在留邦人が滞在しております。我が国との関係もますます密接化いたしております。

しかし、現在は近隣に総領事館が設置をされておられません。今委員御指摘のように、大変広い地域でございますので、デンバーを管轄しておりますのは現在、在サンフランシスコ総領事館でございます。かかる状況でございますので、在デンバー総領事館を設置することが必要であると考えたものでございます。

設置基準につきましては、事務当局から御答弁をさせていただきます。

○浦部政府委員 総領事館を設置する一般的な基準についてお答えをいたします。

まずは、在留邦人とか日系企業の進出状況が一つでございます。また、邦人保護の面で、最寄りの公館からどの程度の困難性をもつてカバーできるか。ただいま大臣申し上げましたように、デンバーの場合は、現在の総領事館は、サンフランシスコから二千キロと非常に遠いところにあるわ

けでございませう。

また、情報入手地として、つまりそこに非常に貴重な情報がたくさんあるかどうかというようなことも、我々にとっては大事だろーと思ひます。さらに、相手国に対するやはり世論形成の一つの拠点というところになるわけではございませうから、そういう観点から意味があるかどうかということ。それ以外には、主要国が置いているようなところについては、やはり積極的に置いていきたい。また、これは本質的なことでございませうが、先方の要望があればそれも十分カウントしたい、かように考えております。

○阪上委員 先月、アゼルバイジャンのアリエフ大統領が来日されたときに、橋本総理との会談において、橋本総理は、両国関係の基礎を定着させるため、できるだけ早くアゼルバイジャンに大使館をつくりたい旨表明されたとの報道がございませう。

現在、中央アジアからカスピ海にかけての帯には、中東に次ぐ規模の石油や天然ガス資源が埋蔵されているということが判明いたしてまいりまして、アゼルバイジャンにおいても、次々に新たな油田が発見され、欧米やロシアの油田開発やパイプライン建設の利権争奪にしのぎを削つておるの現状でございませう。

我が国からも、石油公団や商社など民間企業が石油開発に参画いたしておりますが、今、アゼルバイジャンと我が国の関係強化を図ることは、エネルギーの大部分を海外に依存している我が国といたしましては、エネルギーの供給先の多角化という面からも大変有意義であり、その第一歩として我が国の大使館を設置するということは、アゼルバイジャンに対する我が国の姿勢を表明する良策であると考えますが、小淵外務大臣の見解をお伺ひいたします。

○小淵國務大臣 まさに阪上委員御指摘のとおりでございまして、旧ソ連邦から独立をいたしました現CIS各国に対する我が国の対応は、かつてソ連邦ということではございまして、そうした形で

一括考へておつたわけでありませうが、最近のこの地域の重要性というものがつきましては、極めて重大、重要なものと認識をいたしてございませう。さすれば、橋本総理も施政方針演説等で申し上げておりますようにユーラシア外交、あるいはシルクロード外交というような言葉が起つておりますけれども、この地域、すなわちカスピ海周辺の地域の重要性にかんがみまして、一日も早くこの大使館等公館を置かなければならないという認識はひとしくいたしてございませう。今回は御審議願うことに相なりませうでしたが、できる限り早い機会に設置できるように努力をいたしていききたいと思つております。

お話しのように、先般アリエフ大統領が我が国を訪問されました。あのコーカサス地域におきましてアゼルバイジャンの地位といひますか力といひますか、あるいは鉱物資源その他たくさん保持しておるということにかんがみまして、我が国としても、極めて重要な地域として今後とも緊密な関係をつくり上げるためにも、公館の必要性は認めておる次第でございませう。

○阪上委員 次に、昨年十一月の日ロ首脳会談には目をみはるものがございませう。二〇〇〇年までの平和条約締結に向け、大きく動き出しておる所でありませう。このように、日ロ関係が好転し始めた一方で、本年二月、政府は、八〇年に設置された特命全權大使、北海道担当の廃止を決定されました。日ロ交渉の本格化するこれからは、これまで以上に北海道大使の果たす役割が重要であつたのではないかとと思はれますが、北海道大使が廃止された理由及び北海道大使が担つてきた役割を今後どのようにフォローアップしていくのか、説明を願ひます。

○小淵國務大臣 外務省では、国民の理解と支援に基づいて外交を推進する見地から、国内における広報活動を進めるとともに、国内各方面と幅広く意見の交換を行つておりました。こうした観点から、昭和五十五年以来、待命中の大使を北海道

の要請に応じ臨時出張されてまいりました。外務省としては、このような活動を通じて、北海道の政財界、報道関係者、道民の方々から国際問題についての理解を得ることができまして、非常に意義ある制度であつたと考えてございませう。

この二月、これまでの有益な経験をもとにして、我が国の外交政策及び国際情勢についての広報活動を行はしめるために、北海道だけでなく全国の都道府県を対象とする外交政策広報担当大使を設置することとしたところでございませう。

阪上委員御指摘のように、現下、日ロ間の関係が極めてこれから進展をいたさなければならぬ時期に廃止するのはいかがかということでございませうけれども、もとより、この大使がそういった点で、旧ソ連との関係も含めまして北海道のいろいろな意見の聴取その他に大きな役割を果たしてきたと思つておりますが、今回は、この一両年の動きの中で政府としても本格的に取り組みまして、もちろん大使の存在も大切ではございませうけれども、政府みずから積極的に取り組むことによりまして、その大使の果たした役割が決しておろそかにならないように対処いたしていきたい、このように考えております。

○阪上委員 日ロ平和条約の締結は、東京宣言に基づき領土問題を解決することによつて達成することになつております。これはまさに、北方領土の主権の問題でもございませう。

ロシア側は、平和条約締結交渉において、北方領土における共同経済活動を提案し、その実現を強く求めておるところでございませう。共同経済活動の検討について我が国の政府は、日ロ双方の主権を害さないことを前提としておりますが、主権に触れないならば、ロシアが北方領土を支配しているという現状が維持されるわけであり、共同経済活動に深入りすれば、肝心の領土返還の妨けになりかねないものと危惧するものであります。そこで、共同経済活動とはどのような活動が想定されておるのか、同提案によるロシア側のねらいはどこにあるのか、また、共同経済活動がどの

ように領土問題の解決、そして平和条約の締結に向けての環境整備となるものと考えられるのか、外務大臣の見解をお伺ひいたします。

○小淵國務大臣 北方四島の共同開発ということではございませうが、これは九六年の十一月にプリマコフ外務大臣が来られまして、当時の池田外務大臣との会談の中でこの考え方が提案されたわけではございませう。

私も、先般の訪日の折にも、こういったお話も相手方からお聞きいたしました。が、正直なことを申し上げまして、その共同開発なるものの具体的な点につきましては、双方の考え方が一致しておるということと相なつておりませう。もちろん、このあり方の問題につきましても問題がありませうけれども、同時に、内容についてもまだ確たる話し合いが進んでおるわけではありませう。

お尋ねでございませうので、どういふ問題を提起されておるのかにつきましては、事務当局から答弁させていただきます。

○西村(公)政府委員 今、大臣がお話しになられましたとおり、共同経済活動につきましては、プリマコフ大臣自身の提案でございませう。九六年の十一月に日本に参られましたときに、日本とロシアの間で四島におきまして何らかの活動をしてはどうかといったようなことを、一般的な提案として話が提起されたわけではございませう。それ以来、私ども、今大臣が御答弁になられましたとおり、幾つかの機会におきまして議論をしたわけではございませうけれども、ロシア側の考え方は、それ以降必ずしも明白な、提案といったような形で出てきているわけではございません。したがういふことになつておるわけではございませうけれども、具体的な進捗というものはございません。

私どものこの問題につきましてはの考え方いたしましたしましては、領土問題の、今先生御自身がおっしゃられましたとおり、私どもの国の立場を害さないような形でやらなければいけないというふう

思っているわけでございまして、そういう基本的な立場で対応しようと思っている次第でござい

す。しかしながら、どういう考えであるのかということ、ロシア側からさらに提案をいまいま

か話がありますれば、その話を聞かないというわけでは決してありませんで、そういう立場でこれ

からも対応していくという気持ちでいるわけでござ

います。

○阪上委員 先月二十一日、日口間で北方領土周辺水域安全操業枠組み協定が設置されましたが、領土問題についての双方の立場を害さないという前提から、管轄権を明示しない手法がとられました。ロシア側は、海でできたことは陸でもできるとして、北方領土における共同経済活動を推し進めようとしておると聞いておりますが、管轄権あるいは主権を明示しない手法は陸ではとれないことを、この場で小淵外務大臣から明確に述べていただきたいと思っております。

と同時に、北方領土周辺水域における管轄権の問題については、それを明示しないという手法は現実的な解決策であり、やむを得ないものと言え

るけれども、今後、我が国漁船に対し、ロシア側が銃撃など無法な行為を行わないということが確保できたかどうか。小淵外務大臣から、この点を明確にお聞きしたいと思っております。

○小淵国務大臣 北方水域安全操業の問題につきましては、二年余り両国で交渉を続けてまいりましたが、先般、私の訪日の節、ネムツォフ第一副首相と私の間で署名が行われました。

この十二海里水域は日本の領海であることは言うまでもないことですが、ロシアが北方四島の不法な占拠を続けているために、ロシア側との調整を経ずして日本漁民が当該水域において漁業を行うことは、事実上不可能な状況でありました。時にいろいろな形で、この水域での漁業に關しまして、今御指摘のような銃撃事件その他も起こりましたし、あるいは拿捕というようなこともありまして、大変不幸な歴史がありました。何とかこれ

を解消したいということで念願をして取りまとめ

たのが、今回の協定でございました。したがって、この協定は、日口双方の立場を害さないという大前提で、日口両国間の信頼に基づいて作成されたものでありまして、領土問題解決のための環境整備として大変意義のあるものだというふう

に考えております。

今御指摘のように、この地域の協定が結ばれたので、じゃ四島においてはどうかなのかというお尋ねでございしますが、まず、この環境が整備されましたので、日本の権利を侵すことなく何ができるかということは今後検討していかなければならぬと思っておりますが、率直に申し上げて、海の上でこうした両国の難しい問題を解決できたことは大変よかったと思っておりますが、これをどのように陸に及ぼすかということについては、これから大いに検討いたさなければならぬ課題が残っておりますというふうな認識をいたしております。

○西村(六)政府委員 海から陸に上がったときにこの共同活動は日本の立場を必ず害するのだ、そういうふうな断言しろという御趣旨の御意見だったと思うのでございしますが、今大臣が申しましたとおり、海におきましての問題と陸におきましての問題は、非常に大きな差があるように私も思っております。次第でござい

ます。明らかに陸上におきまして長期間何らかの活動をするというふうなことが仮に想定されますとすれば、その関係で、先生御自身が先ほど来御主張になっております我が国の立場、法的な立場を害する可能性が非常に高い、そういうことが起こってくる可能性は高いというふうに一般的には言えると思っております。

しかしながら、その点はそうだと思うのでございしますけれども、現在まだ、何をどういうふうにするかといったようなことを話し合う、その手前

にございまして、そういう可能性が高いということ

とが想定されるということを申し上げさせていた

だいたいと思っております。

○阪上委員 最近、北方領土において諸外国の経済活動が展開されているというテレビの報道に接しました。特にアメリカ人の大量移住が目立っており、という報道でもございました。

目下、日口両国政府で北方領土の主権のあり方を検討しているときに、第三国の経済活動が北方

領土にあることは、北方領土問題の解決にも、また北方領土返還実現後も問題を生じると考えます

が、北方領土における第三国の経済活動の現状について、外務省はどのような情報入手し、どのような対応をとっているのか、お伺いをいたしたいと思

います。

○西村(六)政府委員 今、先生が御指摘になられました。北方領土の四島におきまして外国の企業がどのような活動をしているか、あるいはそういう活動をしようとしているかということにつきましては、鋭意、あらゆる手段を使いまして、調査をしたり情報の収集をしたりしているわけでござ

います。

過去に起こりました事例をいたしまして私どもが承知しております事例は、平成四年の段階にお

きまして、香港の企業が国後島の当局者と一定の

契約を交わしたといったような状況があったわけ

でござい

ます。それから、さらに平成七年にお

きましては、韓国の企業が同様の経済的な活動につ

きましての契約をしたといったような情報もござ

いましたけれども、いずれの場合におきましても、

我が国がその双方の企業ないしは政府当局に対し

まして、我が国の立場を説明いたしました次第でござ

います。

その結果をいたしまして、これらの企業が実際に活動をしている、四島において活動しているという実態は、現在のところはないわけでござい

ます。

○阪上委員 もう少し情報収集を的確にしていた

いただきたい。それが返還後の問題を生じないように

お願いしたいと思

います。

次に、平和条約締結交渉が昨年十一月のクラス

ノヤルスク合意から始められましたが、当初から

日口間には思惑の差があったのではないかと思います。領土返還を希求する我が国に対し、ロシア側は、領土問題を棚上げしつつ経済協力を推進したいと考えているといったマスコミの論調が多く見受けられるのであります。かつてロシア国内では、領土問題と平和条約締結問題は別問題であるという論調が一般的であったと思

います。

しかし、このところロシア国内の世論は、北方領土返還に九二%が賛成するという一つの世論調査の結果が出てまいりました。また、有力紙が領土問題を含む平和条約の締結は不可避と報道したり、かなり軟化の兆しを見せていると思われま

す。このようなロシア国内の世論の変化について外務省はどのように認識されているのか、お伺いをいたしたいと思

います。

○西村(六)政府委員 今、先生がおっしゃられましたような世論調査は、最近特に、九一年にソ連が崩壊いたしました現在のロシアの体制になったわけ

でござい

ますけれども、その過程におきま

して、言論の自由といましようか、そういうものが非常に強く社会的な現象としてあらわれているわけ

でござい

まして、ロシアの世論というものが、世論調査の形によりましてかなりわかつてきているという事

実はあるわけでござい

ます。それで、かなり多くの数のロシア人の世論が、今先生がおっしゃった

ような意見を持つているといったような調査の結果が出て

いるということは、私どもも承知いた

している次第でござい

ます。

しかしながら、世論調査の常でござい

ますし、世論調査のやり方についてのいろいろな意見、い

ろいろな分析も必要かと思

います。

そういう点からしまして、世論調査は一つの重要な参考として、私どももそのとおり受け入れなければいけないというふうに思う次第でござ

いますけれども、同時に、この問題につきましては、

従来のロシアの世論におきまして非常に強い意見

でありました、領土を返すべきでないという考

方のロシアの世論も非常に強いということは、一方において事実であるかと思うのでございます。そういう現実を私どもはそのまま受けとめて対応していくべきではないかというふうに考えている次第でございます。

○小淵國務大臣 一点付言いたしますと、先般のモスクワでの、エリツィン大統領と私、会談をいたしました折、大統領みずから、やはりロシアにおける世論というものは極めて重要だ、そういう意味で、みずからこの点については国民によく説明をしていく努力をしたい、こういうことをおっしゃっておられたわけでありまして、このことを推測すれば、大統領みずからも、国民世論を背景にして日本との関係をぜひ決着したいという意思のあらわれと私は拝察いたしましたわけですから、ぜひこの世論といえますか、やはりロシアにおきましても、当然これから条約が結ばれ、批准行為ということになりますれば、議会の支持も得なければならぬわけでございますので、引き続き全力で、我が国としても、世論形成についてできる限り努力をしていかなければならぬ、このように考えております。

○阪上委員 ロシア国内の世論が軟化する一方で、ロシア政界には残念ながら軟化の兆しが見られないというのが現実ではないかと思ひます。

ロシア議会は、先月二十日、外国への領土割譲を基本的に禁止する領土保全法案を可決いたしました。そのほかにも、ロシア政府が、日本政府との北方領土交渉に備え、領土保全を定めたロシア憲法など国内法に照らして、島を日本に移譲する法的根拠はないとの内部見解をまとめたことを複数のロシア政府筋が明らかにしておるのであります。

ロシア議会及びロシア政府のこのような動きは、日ロ両国首脳が陣頭に立つて進めている平和条約締結交渉を阻害する要因にもなり得るものと考えますが、事実関係について外務省が収集されておる情報を提示していただき、小淵外務大臣の所感と、対応のあり方について答弁を願ひたいと

思ひます。

○西村(六)政府委員 今先生がおっしゃられました領土保全法案は、先月の二十日にロシアの下院を通過したわけでございますが、したがひまして、連邦院という上院の審議が今後必要になってくる、そういう状況にございます。

この法案で規定しておりますことは、次のようなことでございます。

第一は、外国への領土の割譲については、同等の地域ないしは同等の水域を交換する場合を除いては禁止するということを規定しているわけでございます。

一方におきまして、諸外国との領域紛争があるということはこの法律が前提としておるところでございます。いまして、その領域の紛争についてはどう解決すべきかということの規定しております。

領域紛争につきましては、国連憲章、国際法上の一般原則、法規及びロシア連邦が締結した国際条約、つまりロシア連邦が外国と締結した国際条約に従って解決されるという規定しているわけでございます。したがひまして、国際条約をロシアが外国と結ぶ場合におきまして領域紛争というものは解決されるということの規定しているわけでございます。

さらに、この関連におきまして、ロシアには国内法がございまして、現行の国内法でございましてロシア連邦の国境に関するロシア連邦法というものがあるわけでございますけれども、その法律におきましては、国際法上の関係において正式な手続がなされてない隣接国家とロシア連邦の国境は、双方の条約により画定されなければならないというふうに規定しているところでございます。

先生がおっしゃられました内部見解との関係は、そういう内部見解なるものが出されたという報道が出てくることは私も承知しておりますけれども、この点にしましては、基本的に、クラスノヤルスクにおきまして日本とロシアの最高首脳が、二〇〇〇年までに平和条約を東京宣言に基づいて締結するために全力を尽くそうというこ

とを宣言されたわけでございます。その具体化に向けて、私どもは鋭意努力をしている最中でございます。したがひまして、内部見解との関係では、そのことを申し上げざるを得ないというふうな考慮次第でございます。

○小淵國務大臣 今御説明申し上げたロシア議会における立法の件でございますが、これはひとえに、一般的にロシアの領土に關しての問題の諸点について定めようというものであると思ひます。特に四島に關するを絞つてということではないと理解をいたしておきます。

しかし、極めて重要な、関心を持たなければならぬロシア側の法律でございますので、今後とも注目をいたしていきたいと思ひますと同時に、我々としては、我が方の基本的な四島の問題については、十分これらの問題について、そうした障害にならないように、今後とも、ロシア側の議会の皆さんの動向等についても注目いたしてまいりたいと思つております。

○阪上委員 最後に、いよいよ来月の十一日から十三日、エリツィン大統領を伊豆半島の川奈に迎えて首脳会談が行われるわけでございますが、クラスノヤルスク会談のように、目に見えるような大きな成果があることを期待いたしております。

そこで、首脳会談に向けての準備状況、議題等を説明していただきたいと思ひます。あわせて、川奈会談の成功に向けての政府の決意を小淵外務大臣からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西村(六)政府委員 川奈におきます会談は、クラスノヤルスクにおきます会談と同じように、ネクタイをしないで、両首脳の間で個人的な友好関係を深め合う、確かめ合う、それをより強くするというのが趣旨でございます。したがひまして、今回におきましても、いわゆる向かい合つて会談をするというような雰囲気ですらございませんで、非常にそういう打ち解けた雰囲気の中でお話をされるというものでございます。

したがひまして、その議題といったようなものを今定めておらないわけでございますが、日ロ関

係の全体の問題を、それから将来の展望といったようなものをお二人の首脳がお話しになるということが、一番想定される会談の内容であらうというふうに思ひます。

○小淵國務大臣 十一、十二、十三と参られますが、主要なのは十二日の首脳会談ではないかと思ひます。私は、余人を交えず、橋本総理とエリツィン大統領との人間的関係は極めて濃密になつてきておると思ひますので、こうしたことを背景にいたしまして、将来に向けての方向をさらに確実なものにしていくことが重要だと思ひますし、申し上げておきますように、二〇〇〇年までに東京宣言に基づいての平和条約締結ということは何度も何度も確認していくことが重要ではないかというふうに考えております。

そして、非公式、公式にかかわらず、この一兩年、できる限り、数次にわたつて行うことがそのことを達成できるゆえんだらうと思ひますので、願わくば、ことしの秋には公式に我が方から、また、来年九月、いよいよ二〇〇〇年を前にして、エリツィン大統領が公式に日本を訪問されることのできるように、何とか話し合つていただければと思つております。

本件につきましては、私が訪日したときにも、プリマコフ外務大臣からもそのような御趣旨の御提案をいただいておりますので、首脳会談において、ここの一兩年、何回も顔を合わせて、話し合いを積み上げることが極めて大切だ、そういうことが今度の川奈の会談で行われれば大変幸いだと思つております。

○阪上委員 終わります。ありがとうございます。

○中馬委員長 続いて、玄葉光一郎君。

○玄葉委員 民主党の玄葉光一郎です。在外公館に勤務する職員に対しましては、それぞれの地域において適切な給与と待遇を保障していくということは必要不可欠なことであるということ、この在勤法改正案を審議するに当たつて冒頭申し上げて、関連質問をさせていただきます。

と思います。

日本人は私は大変忘れっぽい国民じゃないかなというふうに思います。ある大事件が起きると、その大事件に向かってくるみんなあつと騒いど、それが解決されると潮引くように、忘れたかのような、そんな状況が生まれる。今回、この在外公館の法律案でありますから、ペルーの人質事件の教訓をこれからどう生かしていくのかという観点から、最初、二、三質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の予算案に、先般のペルーの人質事件の教訓を具体的にどのように生かしているか、まずお聞かせいただきたいと思っています。

○小淵国務大臣 御指摘のように、大事件が発生をいたしまして、そのときには朝野を挙げて問題意識を強く持ちますが、その後忘れがちな点も反省しなければなりません。

実は、このペルーの事件につきましての教訓は、何といつても、この危機管理体制ということについて、従来の考え方を踏襲しただけでいかという反省ののちとつて対処しておるわけでございまして、平成十年の予算案におきまして、この在ペルー大使公邸占拠事件の教訓を踏まえまして、外務省といたしましては、その重点事項の一つとして、危機管理体制を強化するために、総額約五十八億二千万円、前年度十四・六億円増を計上いたしまして、人的な面、危機管理・安全体制の強化、これは定員増であります、と同時に、物的措置として、いろいろ近代的な探知機その他を購入することによりまして、二度と再びペルーでのような事件が発生をされないような措置、万が一そうしたことが起こりまして、適時適切に対応のできるような体制をできる限り整備しようというところで、現在予算の検討もお願いをいたしております、こういうことでございます。

○玄葉委員 私、最初、予算の要求内容を見たときに、率直に申し上げて、ペルーの人質事件のあの報告書に書いてあるような抜本的な、今おっしゃったような警備員の、いわゆるハード面の体制

制をしつかりしていくのだ、早急にやるべきことがたくさんあるみたいな表現をされていた割には、正直、これは予算の制約もこれありということであると思えますけれども、物足りないなという感じを持ったのが正直な気持ちであります。同時に、これは予算書にはなかなか反映されないかもしれないけれども、私は、あのペルーの事件というのは、一言で言えば、情報収集と分析の失敗だったというふうには思います、それは報告書にもそのような反省が書かれていっているようでありまして、この対策について、外務省、今どのように考えておられるか、また、今どのようなように進められるか、その件についてお尋ねをしたいと思います。

○浦部政府委員 委員御指摘のように、最初はまず情報収集、それからその評価ということが、こういうものを予防する上の一番のポイントだろうというふうな考えです。そのために、あのペルー事件以降、直後に、我々としては、省内にそういう特別のテロ関係の情報収集分析、評価のチームをつくって稼働させております。また、平成十年度の予算要求におきまして、そういう情報収集面の強化のための人員というのを特にお願いをさせていただいております。

ただ、警備官が一番その比重は大きく、その次に情報収集の人員、人員的にはそういう順序でお願いをしておりますのでございます。

○玄葉委員 今おっしゃった警備官というのは、結局防衛庁とか外務省とか警察庁とかから来るということだと思ふのですけれども、なかなか外交上の身分が高くないで、情報収集ができないというところが私はあるのじゃないかと思うのです。この間のあのペルーもそうなんですけれども、結局は大使みずから情報をとってくるということとが極めて私は大切だし、その意識改革、心構えが何より重要だというふうには考えていますけれども、そういう体制というのは外務省の中で今どうされているのですか。

○浦部政府委員 当然のことながら、大使館とし

ては全体としてやはり一番、その情報収集に当たるといことがまずは基本なんだろうと思えます。もちろん、大使としても、一番向こうのトップとコンタクトができるというような利点があるわけではございますが、やはりその動くためのベースになる情報というのをもあわせて重要なわけでございます。大使館全体として努力をするということが基本だというふうには思っております。ただいま申し上げました警備官につきましては、確かにその地位からして、なかなか情報とりにくいという面が実はございました。したがって、そういうところを改めるために、例えば警備官という名前と同時に、その出ております、例えば防衛庁から出ていとか警察から出てい、そういうものの名前もあわせて使って、先方の情報当局との関係がより密接にできるようにすると、いろいろこれから工夫を凝らしていこう、かように考えております。

○玄葉委員 この報告書は、実は要旨しか今ここにありませんけれども、とにかくペルーの場合でも、ペルーの治安当局は事件前のテロ組織の動きについて情報を有していた、しかし大使館はその情報は入手していなかった、情報源について、情報機関関係者との人脈は十分でなかったと、それそれ今申し上げたような反省が、これは私、素直に書かれていると思うので、とにかくこの種の問題というのは事前対応が九十九%だと思っております。とにかく危機抑止、事前対応、それは情報収集と分析だということで、さらに外務省内で検討を加えていただきたい、そのように考えております。

それと、私、報告書の要旨を読んで物足りなかったのですけれども、外務大臣にぜひもう一度検討したかどうかとおっしゃっていただきたいなと思うのは、今回のペルーの事件を振り返って、いろいろ識者の方々からも御意見をいただいたのですが、率直に言って、危機管理と起こってからの対応と両方の面ですけれども、専門家がいないということが、私は痛切に感じた。それ

ぞれ役所の中に一人とか二人とかいるのかもしれない。あるいは、民間人、学者、研究者、中にはいらつしやるのかもしれないけれども、この種の問題の専門家が極めて少ない。ほんのどのいかならないかと申し上げても過言ではないのかなというぐらゐの、私は気持ちでございました。

そういう意味では、このテロの専門家の養成というのを考えていかなければいけないのじゃないだろうか。これは、経験も要れば、心理学もできなければいけない。社会学もできなければいけない。いろいろな面でトータルが問われるところであつて、外務大臣あるいは外務省の中だけではできないかもしれないけれども、外務大臣から私は政府の中にもう一度投げかけていただいて、この件についてもっと真剣に考えたらいかなという件をおっしゃっていただきたいと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○小淵国務大臣 大変いい御指摘だろうとは思ひます。またそういう専門家がいますか、そうした情報収集や分析等には大変高い意識を持つておる方も探せば実はおるのだらうと思ひますけれども、我が国の今の実態から考えまして、現在の国内の治安とか、そうした問題については、少なくとも世界の中では後列に属しているのだらうと思ひます。そういう意味で、みずからこういう問題についての適任な、あるいは研究をしておる方々を探すということは、非常に大変だらうと思ひます。もとより、政府の中では警察を初めとしてそれぞれ専任の者はおるわけですが、国内のことが中核じゃないかと思ひます。

そういう意味で、今世界にこれだけの日本人の方が多く活躍している時代に、それぞれの国の事情というものは千差万別です。特に、テロが発生をされるとおぼしき地域については、より一層神経を払っていかなければならぬ。そのための専門官というものの養成、これは本当に真剣に考えていかなければならぬのじゃないかと思ひます。

現在の段階では、それぞれの国々といかに情報

交換ができる人材がおるかまでが精いっぱいでありまして、みずからその地域の中に潜り込んでそれぞれの生の情報というものを取り込むというまでの専門家は、なかなか今おらないのじゃないかと思ひますので、御指摘は、そうした者をこれから大いに養成せよ、こういう御指摘ですから、勉強させていただきたいと思っております。

○玄葉委員 前も申し上げたのですけれども、何か、CIAは親子二代で情報マンをつくるんだという話でありまして、そこまできなくとも、私は断然としたのです、ペルーの事件のときに、ありとあらゆる方々にお話を聞きましたけれども、しかし、正直これだという方には私は当たっていないというふうに思ひますし、だからこそ政府もなかなか迷ひもあったというところがあると思うのです。ですから、ここはおっしゃるとおり、なかなか難しいと思ひます。

法律にとらわれてもいけない、あるいは前例にとらわれてもいけない、縦、斜め、横、全部、いろいろな面で柔軟に物が見られる人という指示ですから大変ですけれども、ここはぜひ私は、指示していただいで、どこかでちつとも一回検討していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、一言だけ、在外公館の関連の法律ですから、私も感じていますが、これまで委員の方々から何回か出ていますけれども、在外職員の数、確かに委員の方々が御指摘されたとおり、どうもアメリカの三分の一だ、あるいはフランスの三分の一だ、ドイツの二分の一だということでございます。やはりこの在外職員の数というのは、今の公務員削減の流れの中で大変厳しい。

もともと、我々民主連合は中央省庁の機能を極めて限定して、つまり外交、安保、ナショナルリミマム等々に極めて限定するので、全体の公務員数は減るけれども、外務省の在外職員数はあやそうというのが我々の案ですけれども、今回外務省の在外職員、公務員の削減の中でどのように対応されていられるおつもりか、お聞かせいただき

たいと思ひます。
○浦部政府委員 委員から外務省の定員に対して大変強いお言葉をいただきましたので、大変にありがたいと思ひます。

外務省としても、もちろん公務員全体の削減という非常に大きな制約があるということは踏まえますと同時に、あわせて、外交需要が非常に増加しているということに政府内部でもぜひ御理解をいただくべく努力をいたしまして、その結果、平成十年度におきましては九十三名の増員の要求で政府原案をつくっていただいで、今御審議をいただいでいるということでございます。

実は、この数は非常に大きな数でございます。今回、そういう増員の予算をつくっておりますが、庁といひますのはほかに三つ四つございまして、いずれの省庁も一けたの要求でございます。それに比しますと、外務省の九十三名というのは大変大きな要求というところだろうと思ひます。

また、今後とも、とりあえずは、イギリスが七千名、ドイツが九千名という体制を持っております。できるだけそういう先進国に近い体制づくりを着実にやってまいりたい、かように考えております。

○玄葉委員 それじゃ、ODAの問題に話題を移させていただきますと思ひます。

今、在外公館の話をしていたわけですが、その在外公館が中心となつて行っているのが、草の根無償というプログラムであります。今回ODAの質問をするに当たって、基本的なスタンスとして、全体の額を減らしても効果をふやすという観点から、どういうことを考えていったらいいのかわからない、というふうに思ひます。その草の根無償は、私はよいしよするわけではあります。基本的にはヒットプログラムだということに思ひます。

スピーディーだし、なかなか多様なニーズにこたえられるプログラムなんじゃないかというふうな思ひますが、額が、平成五年から、一・五倍から二倍のペースでふえているということなん

ですが、ことは、五十億円から五十七億円にか伸びていない。全体が減らされているからというわけではあります。私は、ここはもつと伸びをふやしてもよいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○大島(寛)政府委員 NGOの支援策の一つとして、いわゆる草の根無償の制度を設けておりますが、先生御指摘のとおり、この草の根無償は、執行も早くできまして、かつ、いわゆる草の根レベルに幅広く届き得るということで、私どもも大変力を入れてきておるわけでございます。

基本的には大使館がその執行に当たっておりますが、アフリカ等を含めまして、必ずしもその陣容が十分でない、むしろ非常に手薄のところもございまして、そういう状況の中で執行でございますので、私どもとしては、できる限り予算的にはふやしていきたいと思ひますけれども、執行の面にも十分目を配りながら対応していくということでございます。

そういう制約を抱えながら、しかしできるだけふやしたいという気持ちのあらわれとしまして、近年予算の増額にも努めておりますが、平成十年度におきましては、五十億円から七億円増ということを要求させていただいております。これも、今申し上げたようなことをいろいろ考えながらやっておるところでございます。

○玄葉委員 同様の性格を持つのに国内のNGOに対する補助金というのがあると思ひます。これは、NGOが途上国で行う事業費の二分の一を補助するということでもあります。

私は、ここで御注文を申し上げたいと思ひます。これは、これはあくまで事業に対してその二分の一を補助するということでありまして、その二分の一で申し上げれば、この使ひ道を人件費とかあるいは事前の調査費とか、そういうものにも使えるようにしてあげたらどうかというふうに思ひます。おりますけれども、いかがでありますでしょうか。○大島(寛)政府委員 NGOの事業補助金につきましては、基本的には、制度からいたしまして、

NGOがやっております開発関係の事業に對しまして、今御指摘のように二分の一をめぐに支援をするということでございます。

その事業支援という枠の中でもできるだけ、例えば管理にかかわる費用でございますとか、あるいは人件費にかかわります費用ですとか、こういったところにもできるだけ支援が及ぶように、運用におきましては柔軟に対応していくというところでやっておりますが、基本的には、しかしその事業に関連するという制約があるのは先生御指摘のとおりでございます。事業を離れましてNGOの組織とか、管理費全体に対する支援もやたらどうかという御趣旨だと思ひますが、これにつきましては、現在のNGO事業補助金制度のもとでは十分対応できないということがございます。

他方、先般、外務大臣に御提出をいただきました21世紀に向けてのODA改革懇談会の最終報告の中には、まさにこの点につきまして一つ御提言をいただいております。個々の開発協力事業支援のみならず、NGOの事務管理・運営費の一部を必要に応じて支援することも検討に値するという内容の提言をいただいております。

こういう提言をどこまで生かせるか、私ども早速検討に入っておりますので、この辺につきましましては、ぜひ私どもも、できるだけNGO支援という基本姿勢に立つて、何とかならぬかの検討を重ねていきたいと思ひます。

○玄葉委員 外務大臣、私は、外務省はNGOを育てていく義務があるのではないかと、例え、アメリカは援助疲れがあつて、ODAの額をどんどん削減している。しかし、アメリカは各国にNGOが根を張つていて、もちろんアメリカそのもののパワーがありますから存在感があるんですけども、私は、アメリカのODAの存在感というのは、アメリカのNGOによるところがかなりあるのではないかと、残念ながらこの国のNGOは、歴史が浅かったり、税制上の優遇措置がなかったりして

なかなか育たない。別件で税制上の優遇措置を講じていくことを我々考えていきたいと思っ
ていますけれども、外務省としても、今申し上げ
たように、今財政基盤そのものが非常に薄いとい
う状況ですから、NGOを育てるという観点で、
今御答弁にあったような懇談会の報告書の提言を
しっかりと実行していただきたいというふうに考
えておりますけれども、御決意のほどをお願いし
たいと思います。

○小淵国務大臣 日本の外交を進めていく上に、
NGOの果たす役割というのは非常に大きいと思
解をいたしております。外務省としても、それ
なりにそのための協力を惜しまず努力をしてい
べきだという認識に立っております。NGOの
事業補助金が、平成元年に一・一億が十年に十
一・五億、政府原案ではございますが、十倍、こ
れでいいかと言われるれば、そういうわけではな
いのだろうと思います。

NGOにつきましては、その昔は、AGGじや
ないか、アンチ・ガバメント・オーガナイゼー
ションじやないかということも時に言われたので
すが、今やそういう時代じゃなくなつたというの
は、私も、この職につきましてから、COP3と
かあるいはまた対人地雷の禁止条約が生まれるゆ
えんのことをいろいろと見ていますと、こうした
問題に対してNGOが極めて積極的に対応してお
るということを確認いたしておるわけです。

したがって、そういった意味で、NGOのこれ
からの努力というものを多としたいかなければなら
ぬと思いますが、育てるといふのはちよつと言
葉の問題ですが、相協力してやっつけていけるよう
な形の中で、政府としてNGOにどういふことがで
きるのか。今、税法上の問題もお取り上げでござ
いますけれども、予算的にもどういふ形がござ
るかという点について真剣に取り組んでいき、
相協力して、外交の面では国際社会に対する貢献
を果たしていかなければならない、それができる
ような体制をつくっていく努力をいたしていかな
ければならぬ、このように考えております。

○玄葉委員 大臣、誤解のないように改めて申し
上げておきますと、NGO補助金の額は額でもち
ろふやした方がいいと思いますが、その中身の
使い方について、今は結局事業費の二分の一を補
助しているという状況なんですけれども、その補
助金をもっと自由に使用してあげてほしい、事前
の調査費とかそういうものに自由に使用してほ
しいということを実は申し上げたわけで、これは私
は、大臣が一言事務当局にやれということをお
っしゃれば、大分事務当局の作業は進むんじゃない
かというふうに思っていますから、ぜひ検討して
ほしいと思います。

次に、ODAは有償、無償、技協と三本柱なわ
けであります。その技協の他省庁分の予算、私
はこれを見てがっかりしました。

それはなぜがっかりしたかといえば、例えば技
協の他省庁分の予算が、例を挙げて一番額の大き
い文部省と通産省を申し上げますけれども、平成
八年度が五百八十四億円、平成九年度が五百九
九億円、平成十年度が五百五十億円、通産省は五
百六十六億円、五百八十五億円、五百四十二億円、
ODA全体の比率に比べて大体その比率も変化し
ていく。はつきり言えば、配分シェアが固定化し
ているという感じが、もう一目瞭然なわけです。

これは一度指摘もさせていただいたこともあつ
たんですけども、私は、まさに外務省の援助の
一元化なんということが言われている中で、とて
もじゃないけれども、途上国のニーズに合った政
策的なインシアチブが発揮されているような予算
の配分とは思えないわけですから、その点い
かがですか。

○大島(貴)政府委員 御指摘のODAの中の技術
協力につきましては、まさにその技術協力の多様
性からくることだと思ひますけれども、ほとんど
すべての省庁が何らかの形で関与をいたしてお
ります。かつ、そういう関与がなければ幅広い技術
協力を日本として展開することができない、こ
ういふ状況でございます。

そういった他省庁が絡むだけに、やはりできるだ
け重複とか非効率がないようにしていくというこ
とだろうと思つておられます。そのために、中心
的には外務省が全体の調整に当たるべきだとい
うことでございまして、関係省庁との間の連携等
に努めながらやっております。

その中で、予算の配分でございますけれども、
これは各省庁とも、文部省の留学生事業、それ
が通産省がやっております。主として民間部門を
関与させつつ産業技術協力を中心にやっていく
というところで予算が計上されておるわけでござ
いますけれども、それぞれ創意工夫を凝らしなが
ら毎年予算をとって事業を展開しておる、こ
ういふ状況ですと来しました。

その結果、全体の数字を見ますと、確かに今御
指摘のような側面があるいはあるかもしれませんが
けれども、少なくとも、これからにつきましては、
予算がしばらくは削減を余儀なくされておる状
況でございますので、全体のめり張りをつける、各
省間の所管の枠を超えた総合調整を行うというこ
とで、平成十年度の原案におきましてはかなり思
ひ切つた調整が加えられておる、そういうこと
でございまして、引き続き、外務省としまして
そういう削減の中でめり張りをついた執行がで
きるように役割を果たしていきたいと思つてお
ります。

○玄葉委員 率直に申し上げて、公共事業のシェ
ア配分より固定化していると思つていて、平成十
年度でもそうなつておる、通産、文部とか、
特に四省庁と見ていると、ですから、ここは真
剣に考えていただきたいと思うのです。

私が危機感を持ったのは、結局十九省庁体制と
四省庁体制というのをつくつたわけですね、つ
くつてやり出したのです、やり出してこの程度か
と思つたから危機感を持ったのです。やり出す前
にこのぐらいだったらそれは思わなかつたのだ
けれども、やり出してこの程度か。

それだったら、やはり外務省に一元化するなり
経済協力庁をつくるなり、そういうことを考
えて

いかならないと、縦割りによるむだ遣いが出てくる
んじゃないかというふうに申し上げたくなるわけ
であります。

外務大臣、政府・与党と申し上げてよろしいの
でしょうか、中央省庁の再編の中で、この援助の
一元化の問題というのはどのように位置づけて考
えておられるのか、経済協力庁のようなものをつ
くるということを考えるべきだったのではない
か、考えたのかどうか、その点について伺ひ
したいと思ひます。

○小淵国務大臣 ODAの一元化につきましては
は、委員も行革会議その他の経過につきましては
が経済協力事業を行つておることによりまして
重複や非効率という事態が生ずることのないよ
うにということ、今まで外務省としても関係省
間の連携の強化に努めてきたところでござい
ます。

昨年十二月取りまとめられた行革会議の最終報
告で、経済協力に関する全体的な企画については、
外務省がコアになつて総合調整を行うという方
針が打ち出されたところでありまして、中央省
改革基本法案において同趣旨の規定が盛り込ま
れております。

この最終報告の趣旨を最大限尊重し、また、国
会での審議を経て法案が成立いたしますれば、そ
の規定に従いODA実施体制の見直しを行うこと
も、今後とも、ODAの一層効率的、効果的実
施に努めていくこととございまして。

今、委員はその経過のことについてというお話
でございましたが、これはかねて来、いろいろ御
議論のあるところでございました。やはりこの
ODAにつきましても、一元的に実施するためには
どういふ行政が、あり方が最も望ましいかとい
うことにつきましては、外務省としては外務省とし
ての考え方をその会議におきまして申し述べた
ところでございますが、今、冒頭申し上げました
ようなこととして決定をいたしましたので、これ
が通りましたら、その範囲の中で最善の努力をい

たしていきたいと思います。

御指摘にありましたように、省庁が二省今度少なくなることになりませんが、いずれにいたしましても、それぞれが権益を維持するというところだけでなくて、もっと効率的な連絡、協調をしながら効果を上げていかなければならないということを考えて、これから努力をいたしていきたいと思っております。

○玄葉委員 私、個人的には経済協力庁をつくった方がいいと思っています。それは最も重要な外交手段だと思っていますので。

今おっしゃったように、十九省庁体制、四省庁体制、あるいはその連絡体制でいくのであれば、それぞれの省庁が既得権益のように持つていくところまでやらないと、一元化の意味はないと申し上げておきたいと思っています。外務大臣は外務大臣だけではなくて自民党の最大派閥の領袖でもございますから、そこはリーダーシップをぜひ發揮していただきたいというふうに思います。

次に、ODAの最大の供与先というのはアジアでございます。そのアジアが今経済危機に陥っているわけでありまして、このアジアの経済危機を受けて、当然ODAのアジアに対するあり方というのも変わっていく必要があるのではないかとこの間にも考えますが、このアジアの経済危機を受けてのODAのあり方について、一言お伺いをしたいと思います。

○小淵國務大臣 現下アジアを襲っている経済危機は、もとより通貨・金融の制度をめぐるもので、大変厳しいこの金融の状況にかんがみまして、それに端を発しているわけでございます。そういう意味で、各国とも非常に経済の状況が厳しくなっておりますが、それぞれの国におきましても全力で努力をしますと同時に、金融につきましても、IMFを中心としたしまして、我が国も応分の協力をしながら、その打開に努めておるところでございます。

今御指摘は、それと経済協力についてどうかと

いうことでございますが、全く無関係という問題でないことは申すまでもないと思いますが、経済協力は、あくまでもそれぞれの国々の経済的な基盤をレベルアップして、よってその国々の国民の生活を高めるということにおいてお役に立てればということでございますので、現下の状況とのかかわり合いを直接打開するためにどのようなことをODAを通じてできるかということにつきましても、なかなか困難な問題があるのではないかと、こういうふうに理解しております。

○玄葉委員 いや、私はかなり関係があるのじゃないかと思うのです。それは、供与先にしてもプロジェクトの中身についてもこれは当然関係してくるわけで、例えばインドネシアだったら、これは私は関係するかどうかわかりませんが、十二の大きなインフラ整備のプロジェクトが、IMFのプログラムによると中止をされる。仮に、仮に何かODAが関連していたら、当然そこは大きく関係をしていくわけでありまして。

また同時に、きょうの新聞にも出ていたようでありまして、食糧援助にも絡みますけれども、今御存じのように、打ち壊しとか暴動とか略奪がインドネシアにおいては起きていて、いつ広がるかという不安があります。この社会不安というのは、やはり当たり前の話ですけれども、ばかにできないのは、特に今インドネシアは、御存じのとおり、華人、華僑にそのアタックが行っているわけでありまして、不安だから結局ルビアを金とかあるいはドルにかえていく、また通貨危機になつていくみたいなところがある、これは社会不安の克服なくして経済危機の克服もないという感じが私はインドネシアについてはいたしますけれども、その社会不安に直接打ち込む政策というのが必要ではないかというふうに思っています。

その意味では、米の援助の話が、最近ちらほらと新聞報道でございます。インドネシアはどうも米不足が深刻化するのはないかというふうに言われているようにございますけれども、外務省と

してはこの食糧状況に対する認識をどう持つていて、同時に、外務大臣はこの米の援助を決断するのかしないのか、決断されるとしたらどういう仕組みで実施をされるおつもりか、その辺、お聞かせいただきたいと思っております。

○小淵國務大臣 先ほど、ODAと現在のアジアにおける経済の不安定な状況に対して、関係が非常に深いようにお感じになりますと、私もよくと舌足らずではなかったかと思っております。

と申し上げましたのは、今回も、例えばインドネシアにつきましても二億円の供与を申し入れておるわけでございますし、またその他、タイとかマレーシアの留学生について、今厳しい環境の中で、その派遣が難しくなつておるといふようなところにつきましても、このODAを通じてそれを解消するような趣旨の手当てはいたしておるわけでございますので、その点はちよつと舌足らずであつたと思ひます。ただ、経済協力だけでこの難関を突破するということにおいては、そういうこととでなく全体の、日本政府としてもあらゆる手段を講じて協力をすべき問題だろうというふうに考えております。

そこで、米の問題につきましても、インドネシア等におきましても、私あてに外務大臣からも強い要請も参つております。エルニーニョ現象によりまして、このインドネシアにおきましても従来、米が自国ですべて賄えるという大きな成果を上げてきておるわけですが、現下、非常に厳しい環境だというふうに聞いておりますので、どのようなことでお手伝いができるかどうかということにつきましても、現在与党内でも検討いたしておりますが、現時点における対応につきましても、ひとつ事務当局から答弁させていただきます。

○阿南政府委員 インドネシアの経済不安、そして社会不安、今委員の方から、社会不安が華僑の心理等に影響を与えて経済不安を呼び起こしているのではないかとこの御指摘がございましたが、これは、経済不安から社会不安が起つたというような面もございます。

そういう困難の中で食糧事情も悪化しているというところでございまして、私どもが聞いておりますのは、米がことしの九月ぐらいの時点で三百万トンから三百三十万トンぐらい不足をするという数字もございまして、現在、WFPが調査に入つていまして、今月末ぐらいに実態の調査結果が出てくるというところで、私どもも、そういうことも参考にしつつ、ただいま大臣が御答弁されましたように、先方からの要請にこたえて、どの程度の米の支援ができるか、また、どういう仕組みでやっていくか、目下検討をしているところでございます。

○玄葉委員 まだ検討中ということでありまして、私は、何らかの形で援助した方がいいというふうに思っています。

総理があしたからインドネシアを訪問されるというところでありますけれども、現時点において、総理はインドネシアにおいてスハルトさんにお会いをして何をどう語るおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 今回の橋本総理は、我が国と緊密な関係にありますインドネシアを新体制発足に際し訪問いたしまして、同国経済の安定化、今後の二国間関係のさらなる発展に向けて、首脳間で率直な話し合いを行うことといたしております。

特に、経済困難の中でインドネシアがさらなる改革を進め、現在の困難を克服することへの期待を大統領に直接伝えるときに、このような改革努力に対し、我が国としても変わらぬ支援を行うという姿勢を示していきたいと考えておるところでございます。

今回の、総理が急遽、土日をかけてインドネシアに参られるということにつきましては、総理自身がスハルト大統領と多年の友人関係を通じまして、恐らく我が国としての考え方を明らかにいたすことが同時に、この困難の状況に際してどのようなことができるかということにつきましてもお話し合いをされると思ひますが、いずれにいたしましても、総理がみずからインドネシアに参りま

して、七選されたスハルト大統領と本当に腹藏なくお話し合いをされるということ、そのことは大変意義深いことだというふうに認識しております。

○玄葉委員 大蔵省の方、きょう来ていらつしやいますね。

IMFのプログラムについて少しお聞きしたいのです。というのは、幾つか指摘もされていて、このIMFプログラムは、どうもメキシコなどの中南米のプログラムと一緒ではないか。しかし、中南米の状況とアジアの状況というのは、そもそも危機に陥った原因について違うし、そのときのファンダメンタリズムが違い過ぎるというふうに、私も思っている一人であります。

つまり、中南米の場合は、放漫な財政赤字があつて、ハイパーインフレがあつて、そして国際収支も赤字で、しかし一方で、タイ、韓国、インドネシアの場合は、おおむね抑制的なインフレだったし、健全な財政と言つてもまあおかしくはない状態だったし、国際収支の赤字も少しずつ改善していたところがあつて、そういう違いがあるにもかかわらず、ほぼ同じプログラムをアジアにも当てはめてしまったのではないかと問題が私はあると思つています。

基本的には、私も、この構造改革プログラムというのは中長期的に正しいと思ひますが、かなり柔軟に対応していかなければいけないんじゃないかというふうに思ひます。IMFには政府から一人理事が行つてゐるわけですし、第二位の出資金を日本は支払つてゐるわけですから、影響力を行使できるのではないかと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○玉木説明員 アジアでの金融・通貨面の危機、これを現在の局面を克服し、そしてアジアの諸国が持続的な成長を達成するためには、言うまでもなく、各国が適切なマクロ経済運営と構造調整努力をし、そして特に重要なことは、市場の信頼回復に努めていくことが必要なのですが、こうした観点から、我々としても、各国がIMFと合意

したプログラムを着実に実施していくことが必要だと考えております。

今御指摘のアジアの状況を反映したプログラムをつくるべきではないかという点でございませうけれども、プログラムを作成していくに当たり、IMFとしても、各国の直面している経済困難、どんな危機に直面しているか、そして、それぞれの国の経済情勢の違いに配慮して、各国の状況に即したプログラムを作成するよう努めてゐるところでありますし、プログラムを実施していく過程で、定期的にレビューを行い、必要であればプログラムに調整を施してきております。

インドネシアにつきましても、プログラムの策定当初、九八財政年度の財政収支の黒字化を義務づけておりましたけれども、一月のプログラムの見直しの際、当財政年度の財政収支の一定の赤字を容認するよう修正を加えたところでございませう。

御指摘のとおり、我が国としても、アジア諸国に対するプログラムの策定、そして、そのレビューを行う理事会等の場で、第二位の出資金、単独理事を出しているという立場を踏まえ、プログラムがアジア各国の経済情勢に必要なかつ十分なものになるよう、積極的に発言してきておりますし、これからもその努力を続けてまいりたいと思ひます。

○玄葉委員 一月二十三日ですが、IMFの合意を盛り込んだ新予算案がインドネシアでできたということなんですね。けれども、この合意どおりやるというよりは、これは正しいのですよ、基本的には、中長期的には正しいと私も思つてゐるのですが、ただ、現時点での国民の不安というのになかなかこたえられないところがあつて、だから、私はさつき、直接撃ち込むODAみたいなものも必要だということを申し上げたのです。おっしゃるとおり、韓国もタイも少し緩めましたね。財政赤字をGDP比の割合で緩めていっているわけですが、私は、今まさに通貨の供給量をふやすということの方が大事だと思つていま

すので、ここは、私は、アメリカとか欧州諸国はかなり原則論で来ると思うのですけれども、日本はかなりアジアの実情、当然アジアの一員であるわけですから、アジアの立場にも立ちながら、しっかりとIMFの中で、これはあるいは外務省、大蔵省だけではなくて、政府全体として、もう少し国の実情に即してプログラムを改定していくことも考えるべきだ、そして実現可能な案にしていけるべきだということを率先しておしやつた方がよい。

どうもこのIMFはアメリカ主導だと。確かにそうなつてゐるわけですが、アジアの危機に対しては日本は極めて大きな責任があるわけです。私は、橋本総理が、こういうIMFのプログラムについても何らかのメッセージを送り、また内需拡大についても、実現をしないだけで、きつとメッセージを送つてゐると思ひますが、そういうことをし、そういうことをしないと、私は、責任を果たしたとは言えないというふうに思つてゐますけれども、その点について、いかがでありますでしょうか。

○玉木説明員 当然、アジアにおける最大のIMFの出資国として、我が国は、アジア諸国に対するIMFのプログラムの策定において大きな影響力を及ぼすことができ、かつ及ぼしたいと考えてゐるわけでございます。

今例に挙げられました金融面につきましても、果たして無条件に金融引き締めを続けていくことがよいのかといった点についてはいろいろな議論があるところでありまして、それは、一方では為替相場の動き、他方では引き締め過ぎによる金融セクターの脆弱性の深刻化の問題、あるいは国内経済の活動水準の問題といった点をさまざま角度から議論する必要があると思ひます。

御指摘を受けて、今後とも、IMF理事会等の場で積極的に、アジアの立場を踏まえ、実情を認識した国としての発言を続けてまいりたいと思ひます。

○小淵國務大臣 IMFが期待をすることは、そ

れぞれの国が経済的に自立し、安定し、通貨・金融が安定をするということだろうと思ひます。そのためには、それぞれの国々のよつて立つ事情が必ずしも一つではありませんので、そのことを十分心得て、IMFのコンディショナリティーというのはフレキシブルに提案されているのだからと思つております。

今御指摘にありましたように、インドネシアにつきましても、今回、総理が明日から参られますが、恐らくお気持ちとしては同じアジアの一員として、また、特に日本としても大変関係の深いインドネシアがこうした難しい環境にある中で、財政金融の専門家としての経験を持つ総理が、本当にそれぞれの地域の状況について十分認識をして、いろいろ率直なお話ができるのだから、こう思つておりますので、今回のインドネシア訪問がそうした意味からも有益であることを私としても心から念願しておるところでございます。

○玄葉委員 何か報道によると、村岡官房長官が、先ほど大臣がおしやつた二百億円の円借款について、IMFに歩調を合わせて実施を先送りするようなことをおしやつてゐるわけでありませうけれども、何かよくわからないのです。

ミャンマーの援助再開なんか見ても、日本は、いわば北風と太陽だった太陽になつて、建設的関与をしていくのだということなんだけれども、今回は、切り離さずに、がっちりとして、タイアツプしてやるといふような発言があるわけでありませうけれども、私は、ここは柔軟にして、スハルト大統領にいろいろ物を申した方が今までの態度からすれば正しいのではないかと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○大島(賢)政府委員 委員からただいま御言及がございましたインドネシアに対しまして二百億円の追加的な円借款の貸し付けにつきましては、この二百億円は、インドネシアがIMFと合意をしたところに従ひまして、別途、世界銀行あるいはアジア開発銀行がインドネシアの国内における構造調整を支援する、そういうプログラムを用意して

おる、それと歩調を合わせる形で合意をしたものでございます。

そういう考え方で発想され、かつインドネシア側とも話し合いをして合意を見ているものでございまして、そういう意味で、IMFあるいは世界銀行、アジア開発銀行等がインドネシアとの間で今後行っていくであろうこととある意味で連動しながら貸し付けの実行がなされていく、こういう了解に立っております。

そこで、現在のところは、世界銀行、アジア開発銀行ともみずからの融資の実行を暫時様子見、こういう状況でございますので、我々としても同様の見地から現在のところは様子を見ておる。たまたま、今の時点で申しますと、新しい政権が発足する過渡的な時期でもございますので、あわせて、全体の様子を見ている、こういうことでございます。

他方、完全にIMFあるいは世界銀行、アジア開発銀行との歩調の度合いが、いわば完璧な形でこれをやっていくかどうかという点につきましては、我々のこの二百億円の話につきましては、あくまでも二国間の援助でございますので、その点については多少前後することもあり得るということもあろうかと思えますけれども、いずれにしても、現在はそういう考え方に立って様子をしばらく慎重に見守っている、こういうところでございまして。

○玄葉委員 もう時間がありませんから、最後に大臣に、予算委員会が総理が聞かれていることを一言お聞きをして終わりたいと思えます。

今まさに、アジアの経済危機のために内需拡大が日本は求められているというふうに思えます。各国の輸出を我々の輸入として受けとめていく責任が私たちの国にはあると思っておりますけれども、我々、六兆円減税を盛り込んだ組み替えを要求していくことでございますけれども、大臣、その点いかがでありましょうか。

○小淵国務大臣 総理大臣、大蔵大臣の答弁を復唱する以外ないのだからと思えますが、いずれにしても、十年度予算を一日も早く国会で御承認をいただいて、予算を執行できるという体制をまずつくり上げていただきたい、心からお願いいたしておるところでございます。

○玄葉委員 終わります。どうもありがとうございます。

○中馬委員長 山中様子でございます。

○山中(博)委員 山中様子でございます。今の玄葉先生の半分の三十分でございますので、私も簡潔に申し上げようと思えますが、答弁の方もできるだけ簡潔に、明快にお答えいただければと思えます。

まず、きょうの法案でございますが、日本を代表し、海外に赴任する外交官の方々に対しては、適切な給与と待遇を保障し、十分な活動をしていただくというのとは当然でございます。しかし、今回のように二五%を超える改正の提案ということ、金額をばんと提示され、そして、これは米、国連あるいは当地の物価、あるいは為替レート、こういうものを勘案して出しているとおっしゃってても、正直申し上げて、これが本当に適切なかどうかということがわかりません。多分、国民の、一般の方たちもおわかりにならないのではないかとと思えます。

それで、この法案に私は賛成をいたします。つまり、明確な反対もできないわけですが、ですから、条件をつけたというふうに考えました。伏魔殿などと言わないために、改善が必要と思われる二点について、わかりやすく、透明性を高めるという意味で、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

まず第一点目でございますが、この給与の費目というのが日本の場合には俸給、扶養手当、在勤基本手当、配偶者手当というふうに四つあるわけでございますが、これはいつの時点で見直した費目でございますでしょうか。

○浦部政府委員 実は、今、二五%というお言葉がございましたけれども、今回、在勤手当の改正をお願いしておりますのは……(山中(博)委員)その点じゃなくて、この基準がいつかというその点だけお願いいたします」と呼ぶ)これは平成五年度でございます。平成五年度の基準を変えて、今年度平成十年度に新しい基準をつくってくださというお願いをしております。

○山中(博)委員 多分意味が違っているのだと思っておりますが、この四つの費目によって計算をしているのはいづれからかということをお聞きしたつもりでございます。

○浦部政府委員 ベースになりますのは、平成九年度の数字をベースにして計算をしております。

○山中(博)委員 日本語が不十分なのかどうか、話が通じませんので、このお答えは後で書面で出していただくことにいたします。私がお聞きしたのは、先ほど申し上げました日本の算定の基準になつて四つの費目、項目がございまして、もう一度申し上げますと、俸給、扶養手当、在勤基本手当、配偶者手当、こういう形で算出を始めた、その最後の見直しはいつだったのですかということでございます。後ほど書面でもお答えいただきたいと思います、時間がもつたないですから。

実は、なぜこのことをお聞きしたかと申しますと、一九八〇年代に、私は大学人としてリサーチでいろいろなところに行っていましたときに、日本の場合には配偶者手当というのが四〇%もついていて、ほかの国から見ると非常に多い。日本の外交官の奥様たちはどういうことをしているのだからかということを知りたいというのを海外に行つて聞いたということがございました。

それで、そのことに關しまして、今回ちょっと調べてみましたけれども、配偶者手当というのがついて主先進国としてはドイツとフランスがございまして。しかし、ドイツもフランスも扶養手当というのはございせん。扶養者の手当はないために、例えばドイツの場合ですと、これは外務省からの資料によりますと、連邦児童手当と配偶者手当が一〇%。それからフランスの場合には、子女手当、子供のための手当と配偶者手当、やはりこれが二〇%。日本の場合には、扶養手当もあつたので、私はちょっととほとはしたのですけれども、こんな大まかなくくりでいいのだろうかというふうに考えました。

この点で、例えば米、国が一つの基準になつているとすれば、米、国は費目が実際七つに分かれておりまして、本俸とそれから在外手当と特殊勤務手当、これは著しく困難な生活環境の場所。そのほかに住居手当と別居手当、これは任地が非常に危険なところであつて配偶者が一緒にいけない場合。そのほかに教育手当、これは高校生までの子女の手当でございます。それから危険手当、これはテロその他のあるところというふうに分け方があります。

ちなみに、英国の例を見ますと、英国の場合にも非常に細かい分け方で、十一の項目に分かれておりまして、本俸、外交官手当、在勤手当、特殊勤務地手当、これは先ほどのアメリカと同じ発想でございます。特別勤務地手当、それから接待手当、住宅手当、それから在外子女手当、子女世帯手当。在外子女というのは任地に一緒に伴つていく場合であり、子女世帯手当というのはベビーシッターなどを雇う金額でございます。そのほか、全寮制の学校に子供を残していく場合にそれを負担する。こういうふうなことを比較してみますと、米、国も英国も非常に細かい、必要なる人に必要な手当が行き渡るということになつております。

つまり、なぜこの人とこの人が金額が違ふかというの、配偶者が別な仕事を持っているからであり、もしくは子供の数が違ふ、子供の年齢が違ふ、あるいは現地で教育をしているか、本国に置いてあるか、そういうような状況を勘案した、非常にアカウンタビリティの高い、それから透明性も高いことになつております。

私は、ここで一つ申し上げたいのは、日本の平等というのは、一つのことをみんなに当てはめると平等であるという発想が戦後随分長く来たと思えますけれども、もうこれからは個の確立の時代でございます。配偶者といつても、配偶者が夫の場合もあります。それから、もしかしてその配偶者、例えばある外交官の奥様がとてもエンターテインメントの上手な方でパーティーをするのが上手な方であれば、そういう役割をきちっと与えて、そしてそれは在外公館として手当を出す。

そういう発想だつてあり得るわけですから、例えば、子供のいる方もいない方もこの地域の教育にかかる比重が高いから少し高目に全体で計算しましょうというようなラフなやり方ではなくて、私は、これからの時代に向かつて、そういう意味で、この基本的な費目の見直しということをして、ぜひお考えいただきたい、個々さまざまな形態の家族に適用する。そして、だれが聞いても、国内の人が聞いても、海外の人が聞いても、きちっと仕事をしている人にはきちっと行つて、あるいは環境をきちっと整えているということ、そういう方向性を今後検討していただけないかということでございます。

大臣、いかがでいらつしやいますか、御所見を伺いたいと思います。

○小淵國務大臣 今、委員の御説明をお聞きしまして、私自身もイギリスの例として十一費目に分かれての手当があることを実は今承知をしたような次第でございます。アカウンタビリティ、説明ができるということ等を含めて、どのようにこの問題を取り扱うかということ、大変検討に値することではないかというふうに思っております。

これは話が違いますが、一方、日本における自治体の諸手当が何十にも及んでいるということ、予算委員会でも私御指摘しておるのを聞いておりますけれども、これとそれは違うものだろうとは思いますが、費用がどんどんふえていくというやうなことがあつても、またこれはいけないのじやないかと思ひますので、説明がし切れるという意味を十分勘案しながらいく必要があるのではないかと。ただ、これを本当に行うためには、かなりの人事管理とまたそれを行うための調査その他を行いませんと、今度不公平が及んでくるということもまたなきにしもあらず、こういうことを、諸点を考えながら、今御指摘のあつた点も、私も初めてお聞きする点もありますので、勉強させていただきますかと思ひます。

○山中(建)委員 二十一世紀はバランスの時代です。今おっしゃつたように、総合的にどういう方向にするかというのは時間もかかると思ひますが、ぜひプロジェクトチームなどを発足させられて取りかかつていただければと思ひます。

もう一点、直接は関係ないですけれども、二月十三日の藤田委員の方からの質問に関連したものですけれども、外務省が管轄していらつしやいますアソシエイトエグゼクティブ等の派遣制度の見直しについてという質問がありました。

それで、これに関して、例えばニューヨークの国連日本人職員会から、国連の事務局やあるいは国連機関で働く日本人の職員で構成されている会なのですが、そこから二重払いの問題を、職員間の人間関係にもたらす影響が非常に大きいという指摘を公的に出されておまして、非常にその点にしましては実は各省庁からの出向者がいろいろな御努力もあつて、九七年度にしましては五十五人中六名というふうになつておられますけれども、この二重払いについて、実は小淵外務大臣の答弁の中で、その処遇、待遇が余りにも日本公務員との差があると、これはやはり大きな問題であるということ、再検討をするということも含めたお答えがあつたように記録には残っております。

そのときに、いろいろな諸外国の例も勘案しながらということをおっしゃつたのですけれども、私は、非常に単純に、簡単にわかりやすくすることというのが肝要だとすれば、諸外国の例を勘案するよりも、まず納税者にとつてわかりやすくする

るためには、二点。

つまり、一つは、給与の二重払いの規定を廃止する。これは、私が申し上げるまでもなく、国家公務員の処遇等に関する法律の第五条によつて、その派遣の期間中、俸給などの百分の百以内を支給することができるといふことは、丸々支給が可能であつて、そして外でまたその担当の機関からもらつて、こういうことのないような形で、これは全面廃止するといふふうには私は申し上げておりませんが、これを見直すといふことは非常に大事なことでないか。

もう一点は、その派遣をする場合、現在は、既に国連関係のところでは働いている各官庁からの出向者は百名に近い数字になつていと思ひます、ちよつと今数字が見当たりませんが、かなりいらつちやつたと思ひますけれども、派遣のときには、その国連機関等に派遣されている職員の純粋な身分を証明する、つまり派遣期間が終わつた後必ずしもその部署に帰れる、その身分の保障をすべきであつて、お給料を二重に払うといふこととそれが一致するといふことにはならないと思ひます。で、私は、これを分離してきちんと思ひます、これまた、ぜひプロジェクトチームなどを発足させて早速に取り組んでいただきたい。

こういうことがいろいろなところで報道されますと、国内、国外問わず日本の外務省の姿勢が、誤解もあるかもしれませんが、非常にイメージが悪くなります。この点について、やはり小淵大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○上田政府委員 事実関係等についてまず御説明させていただきますかと思ひます。

国連諸機関、狭い意味での国連の諸機関でございますが、御指摘のように、日本人の職員の方々、専門職以上の方々四百七十八名、昨年の調査でおられます。そのうち、今御指摘の国家公務員のいわゆる国際機関等への派遣法、これにのつとつて各省庁から派遣されている方が七十二名でございます。その他の方々は、直接国連その他から採用さ

れているわけでございます。

御指摘のように、国家公務員を派遣します場合に、年金あるいは保険等の面で、その職員がそれぞれの省庁に戻つてまいりますが、その際に不利な扱いを受けないように身分保障をするところ、まさにこの派遣法で定められているところでございます。その間、国連憲章に定める国際公務員としての忠誠義務を負うといふことになつておりますので、その点は明確になつているかと思ひます。

他方、日本人の職員を、いろいろな国際機関で太い、働いていただいて、ふやしていこう、そしてその方々の待遇も改善されなければならぬといふ点についてはまた御指摘のとおりでございます。私たちがいたしまして、先般、邦人国際公務員の増加のための施策に関する懇談会という懇談会の報告を大臣に御提出いただきまして、例えば、民間の皆様にも適当な職務についていただけるように、人材ネットワークといふようなものをつくつて、そして発掘と、それから仲介と申しますか、そういうことを行うといふことを着手しております。

先般の大臣の御答弁にありましたように、いろいろな角度から検討をさせていただきたいと思つております。

○山中(建)委員 目的のわかりやすさ、ただ、私が今、再度申し上げましたのは、かなりの人が各省庁に戻つていといふことが一点。それは、もしかしらたらまたまこういう制度を官庁のトレーニングの機会とらえていゝのではないかと、そういう誤解を招かないようにすること、それが一つ。

もう一つは、同じ職員の間で、官公庁をやめて入つた方それから出向してゐる方との、実際に手当その他の待遇が違ふ状況。この根拠になるのが、先ほど申し上げましたお給料の担保なわけですから、そういうことで、そこで働く人たちの本当の目的は、国際公務員を日本がもつと育てようといふ、そのところにあるわけですから、そういう

気持ちのある人たちが、自分たちはとても待遇が、官庁から出張してきている人よりも悪いというふうに見えるような、そういう中からのいろいろな意見というものが出ない形にしてほしい。

つまり、そういう意味でも一度見直す必要があるのではないかとこのように申し上げているので、細かくどうしろということ、それは内部で御検討いただければいいのですが、大臣、その辺のところの、全体の、国際公務員を育てるという意味でも、私の申し上げていることに御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○小淵國務大臣 私我先般答弁申し上げましたのは、私の知る範囲の実態論といたしまして、国連職員について、特に日本人としての職員がますます少なくなってくる。

もとより、先般、国連に行きましたときに、若い女性も含めまして、かなり若手の皆さんは国連職員としての責任と自覚においてお仕事をされておりました、いずれこういう方々が育つていけばという気もしますが、一方、本邦から行かれた皆さんの給与等を見ますと、彼等の感が非常に大きい。国連職員の中では、国連職員になることが自国のベースに比べて非常に高いという国も多数ありますが、日本はその逆でして、そういった意味での今日の問題があるのではないかとこのようにでございます。

それから、国連憲章に関しての点については、これは忠誠義務に違反しないということになっております。しかし、それぞれの国々から、百分の百認められているということは、その国の公務員として、者として動くのではないかと誤解を受けやすい点もあるのではないかと。

そういった点で、現地で採用され、国連職員として一生をささげるといふ方々と、現実には国家公務員としてその国内において処遇を得ている者と格段の格差が及んでいくということについても、これまた現実問題としては考慮しなければならぬ点もあります。

めまして、国民世論にも納得がいき、かつ国連においても理解が求められ、かつ今度国連職員と国家公務員との関係も含めまして、総合的にどうすることが望ましいかということにつきましましては、前回御答弁申し上げた趣旨と変わりなく、勉強していきたいと思っております。

○山中(煙)委員 それでは、時間が迫ってまいりましたけれども、イラク問題についてちよつと御聞きしたいと思います。

実は、イラク問題に關しましては、一昨日、島委員、それから東委員からいろいろ突っ込んだ御質問がありましたので、私もこれは省かせていただこうかと思つていたので、ちよつと答弁その他をお聞きしていても一つお聞きしておかなければいけないというふうに感じた点がございまして、聞かせていただきます。

イギリスのクック外相から小淵外務大臣の方に、共同決議案の、共同の提案国という形の御依頼があつて、そのときの内容の詳細は承知していただければ、全体の流れとしてはいいということ、あとは現地に詰めを任せたいというふうにおつしやつていたようですね、当然、決議文そのものはその時点でお目を通されたわけですね。

○小淵國務大臣 クック外相との間に、事実関係を申し上げますと二回ございまして、当初は、国連決議を行つて何とかこの事態を打開しなければならぬということ、私の方から英国クック外相に御提案を承知し申し上げました。しかし、その以降に、御承知のようにアナン事務総長とイラク側との調停ができ上がりました、これをいかにバックアップするかという意味でクック外相から御提案がありまして、私自身、その共同提案国になることについて原則、承知をいたしました。

しかし、その段階では、まだ基本的なドラフトすべてに目を通すということではありませんでしたので、小和田大使に、十分国連の中におきまして英国の代表とそれを突き合わせて、お話し合いをして、そしてその結果を最終的に了承した、こ

ういう経過でございます。

○山中(煙)委員 そうしますと、その最終段階でこの原稿が大臣のお手元に入手なされたのはいつになるのですか。

○加藤(良)政府委員 それは、時間的には、極めて小淵外務大臣とクック大臣との電話会談に近接した時点でございます。

なお、経過をちよつと申し上げますけれども、既に、事務総長がバグダッドを訪問される前から、日本はイギリスとの間にも非常に緊密な協議を行つてまいりまして、そういう協議を通じて、このイラクの事態を打開するためにバランスのとれた決議案を出すのがいい、そういう認識をともにしていた。その上で、今のような展開があつたということでございます。

○山中(煙)委員 経過もわかりますし、その努力も私は大変高く評価申し上げますが、この間ひつかつたのは、結局、この文案を大臣はいつお目を通して最終オーケーをなさつたのですかということ、それだけをお聞きしているのでございます。

○加藤(良)政府委員 時間的に申しますと、ほとんど同じなんでございます。すなわち、決議案はニューヨークにおいて二月六日に手交されております。

○小淵國務大臣 二月六日にクック外相と話をいたしました。それで、原則、基本的な方向については電話でお互い了解し合つたわけですが、詳細にわたる文面についてのすり合わせが必要だということでありましたので、それは現地にお任せした、こういうことです。

○山中(煙)委員 私が申し上げているのは最終の原案でございます。これはいつお手元に届きましたかと大臣にお聞きしてはいるのです。

○加藤(良)政府委員 二月六日に出てまいりました案は、最終的な決議一五四の議論の根っこになつたドラフトでございます。そして、その上で三月三日にその決議に合意を見た、そういう経過でございます。

○山中(煙)委員 大臣のお手元にこれが入つたのはいつでしょうかとお聞きしてはいるのです。これは非常に大事なことだと思つたのです。

というのは、やはり現地の方たちが一生懸命詰めていらつしやるにしても、最終的にこれでいくぞということ、この文案を見られて大臣がオーケーを出されたのか、文案は小和田大使にお願いした上で、すつかりできてしまつて公表されてから大臣のもとに届いたのか、これはどちらですか。

○加藤(良)政府委員 済みません、その前に一つ事実関係を訂正いたします。小淵大臣とクック外務大臣の電話会談、二回目は二月二十六日でございます。

ただ、いずれにいたしましても、今委員が言つておられる決議というのは、最終的にまとまつた一五四の文言でございます。そのことであります。その二月二十六日に我が方に電話会談を受けて手交されたドラフトというのをベースに、安保理の中で連日のように、ほとんど夜を徹して議論が行われてまいりましたから、我々はその経過を全部承知いたしております。

○山中(煙)委員 加藤局長が承知なさつては十分承知しております。

最高責任者の外務大臣のもとにこの最終案が届いたのはいつですか。幾らお答えいただいてもお答えいただけないのであれば、大臣の方で御記憶で、いつごろこれは手に届かれましたか。つまり、ニューヨークで決断した後なのか、それともその前にこれでよろしいのですかという、それがあつたのかないかという点でございます。

○小淵國務大臣 外務大臣としての責任において私が承知をした上で最終的な決定を伝え、そのことによつてイギリスとともに共同提案国になり、各国との、十五カ国のすべてにわたつての了承を得て、これが採択されたものでございます。

○山中(煙)委員 なぜ私がこれほどしつこくお聞きしているかといいますと、その詰めの段階でいろいろな文言の変化が多少あつて、それによつて解釈がいろいろに分かれる。

つまり、重大な結果というような言葉も、どこから出てきたかということも含めまして、それを武力行使としないかというその判断も含めまして、いろいろな国がいろいろな判断をしているという状況の中で、この最終的な文言を大臣がきちんとごらんになって、このあたりの解釈はそういうことを呼び起こすということも含んだ上でオーケーを出されたのかどうかという点でございます。

この決議案というのは、日本がイラクに対してどういう対応をとるかという非常に難しい選択を迫られた中で、最終的なぎりぎりの努力を、現地の方もまた多分本省の方もなさった上でここまで来たというの十分承知なんです、私がこの資料を要求いたしました。一日、これを聞くことと思つて要求いたしました。英語の原稿と日本語をお願いいたしました。外務省からは、日本語はありませんかと言いました。皆さん英語がどれほど堪能かわかりませんが、日にちを考へてみましても、この日本語がないというのは考えられないのです。もし日本語がなかったとしたら、私が要求したときにそれが出なかったのか。どちらなんですか。

○小淵国務大臣 何日の何時何分までは、私、記憶しておりませんが、その経過の中で委員も英語堪能でございまして、御承知の重要な問題になった点がありますね。最終的にはシビアレスト・コンセンサスに至る間の状況につきまして、逐次大使から私あての電報が届きまして、その考え方も含めて了解を求めてまいりましたので、最終的な話し合いの最後の段階の経過につきましても、これを了承の上、現地においてこれを決定することを認めた、こういうことでございます。

○山中(樺)委員 日本語がないということについてのお答えは大臣ではないと思うのですが、そのことを一言、最後に一度お聞きしたいということ、それから、報道などによりますと、リチャードソン国連大使が来日したのは日本からの

要請であつたというふうにも報道されております。日本からの要請で来てもらったということが事実なのかどうか。

その二点について最後にお伺いして、この問題がこれで私自身は納得がいけないというのは、これほど大事な決議案を、日本が共同提案国となつて、この英語の文言に詰められたその努力があるにもかかわらず、日本語が、国会議員が要求したときに、どういう訳になって出てきているのか、どういう訳として日本で通用しているのか、またアメリカの解釈がなぜ違うのか、その辺を詰めたと思つても出てこない。これは、大変に私は立法府に対する、もしあるとすれば軽視です、ないと思つればそのような能力のない外務省ではないのですから、この点、大変なになりましたもの、ですから、最後に質問させていただきます。お答えいただければ幸いです。

○加藤(良)政府委員 第一の点につきましては、これまでも累次、国連決議というものが英文のテキストで採択されておりました。それはそういうものとして扱われておりました。すなわち、それについての正式な日本語訳というものはないということ、今回の決議もその例外ではございません。もちろん、その英語を作業として日本語に変えるということ、執務の便宜上、それは当然必要になることではございますけれども、私、今先生がおっしゃられたやうなことは、正文は英文であるということがポイントになってのお話ではないかというふうに思います。

それから、第二の点でございますが、アメリカと解釈が違うというふうな事実は実はございません。先ほどの御議論にもちよつとございましたようですけれども、この決議が採択されてから、それぞれの国の代表がステートメントを行つております。日本の小和田大使は、日本の国連の代表、そしてその共同決議案の国を代表する人間としての立場で、この決議についての解釈を明確に述べておりました、そのことについて何ら異論はない、そういう前提の上で、十五対ゼロの採決が行われ

ております。

○小淵国務大臣 お許しただければ、私の名譽のために申し上げますが、逐一電報で、英文とそれに対する諸外国の考え、あるいはまた解釈というものもすべて報告を求めた上で、最終的に私が判断させていただいたという経緯でございます。それで、それぞれの国々の方が、いろいろこの決議が成立した以降も発言があることは承知をいたしておりますが、我が国の対応につきましては、私自身が判断をして、このことを決定させていたのだというところでございます。

○山中(樺)委員 大臣の御努力について申し上げるつもりはありません。

もう時間が参りましたけれども、私は、軍事力というものの最大の役割は抑止力であるというふうに思つておりますから、今回の場合は、大変それがいい形で機能したと思つております。しかし、読んできていきますと、文脈から見ても、最上級を使つた最も厳しき結果、成り行きというものは、当然武力行使を含んでいるというふうに解釈するのは当然だろうと思ひますが、どういう英語の文面であつたかということと同時に、どういう内容の決議案を日本が提案したかということ、これを国会議員にも国民にも説明するとしたら、それは日本語でしかできないわけですから、そのところは、私は、外務省はきちんとその準備はすぐになすべきことだと思ひますし、要求されたときに、仮訳であらうと、それは仮の訳とお書きになれば何もないわけですから、そういう努力をするのは当然のことと思ひます。ぜひこれからその辺のところを善処していただきたいと思います。

リチャードソン大使への招聘についてはお答えがいただけなかったというふうに認識して、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中馬委員長 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。ただいま議題となつております在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、まずお尋ねをしたいと思ひます。

本改正案の中身は、デンバー日本国総領事館を新設するを含んでおりますけれども、特に、バルカン半島における在ユーゴスラビア日本国大使館の名称を在ユーゴスラビア連邦共和国日本国大使館に変更するという内容を含んでおります。

そこで、この新ユーゴの情勢を中心としてお伺いをいたしたいと思つております。

先月以來、新ユーゴのセルビア共和国の Kosovo 自治州においては、多数派を占めるアルバニア人の武装勢力が勢力を増しておるので、セルビア治安当局はその掃討作戦を展開している。それで、ユーゴ側が依然アルバニア武装組織の壊滅作戦を続ける構えであり、Kosovo 自治州の情勢は予断を許さないものとなつておるところでございます。

それから、アメリカ合衆国も、決定しておつたばかりの対ユーゴ連邦制裁緩和措置の撤回を表明しております。九日には、ロシアとか欧州主要国による緊急国際会議が開かれて、Kosovo 情勢への対応の協議が行われたとも聞いております。

このような新ユーゴ内の動きに対して、今後我が国は、どのようにまずこの現状を認識して、いかにこの情勢に対処していかれるつもりであるかということ、バルカン半島全体の情勢、それからロシアを含む欧州主要国の反応、そして米国の反応をも含めてお答えを願えればと思ひます。

○小淵国務大臣 当地域は安定に向かっておるといふ認識もいたしておりましたが、今般の Kosovo 情勢の悪化は、バルカン情勢全体の不安定につながり得る重大な問題であると改めて認識をいたしております。

このような立場から、先週末、在京ユーゴスラビア大使館臨時代理大使を外務省に招致をいたしました。また、Kosovo 情勢の悪化を深く憂慮しておると、またセルビア当局による人権抑圧もアルバニア人側によるテロ行為もともに容認できないことと、そして対話を早期に開始することを申し入れたところであります。

本件につきましては、現在、国連安保理におきまして議論が行われておりますので、我が国も、安保理非常任理事国として、問題解決のため安保理の議論に積極的に参加いたしていく考えでございます。さらに、政府は、コソボ問題解決のためのイニシアチブをとっており、米英独仏伊ロ六カ国との協議を今後とも緊密に行っていくたい、このように考えております。

○西田(猛)委員 このユーゴでありますけれども、これは九一年六月のスロベニアとクロアチアの独立宣言を契機といたしまして、民族間の紛争が発生して、今のような事態を招いているわけがあります。その結果、旧ユーゴを構成していた共和国のうち、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びマケドニアが分離独立をしたわけでありまして、さらに九二年四月にセルビア及びモンテネグロにより新ユーゴ、今のユーゴスラビア連邦共和国が樹立されたという経緯でありまして、そこに我が国が新たにユーゴスラビア連邦共和国大使館を置くという本法律案となっているわけなんです。

ところで、今度ユーゴスラビア連邦共和国大使館と名称を変えて置くこととしているその新ユーゴは、新ユーゴみずからは、かつての旧ユーゴと継続性を有する同一の国家であるというふうに主張しているのだと思えますけれども、これに対して我が国はどのような態度をとっているのでしょうか。

○西村(六)政府委員 今先生がおっしゃられましたような経緯によりまして、新ユーゴ、ユーゴスラビア連邦共和国でございますけれども、できていくわけでございますけれども、この新ユーゴ共和国は、旧ユーゴと我が国との間で結びました条約につきまして、昨年の五月二十日でございますけれども、我が国が外交関係を設定したと同時に、ユーゴとの間で条約が継承されております。そういう事実が既に起こっている次第でございます。

○西田(猛)委員 ということは、我が国は、新ユー

ゴが旧ユーゴの継続している唯一の国家だということを確認しているということでありましょうか。

○竹内政府委員 先生御指摘の点につきまして、ユーゴスラビア連邦共和国、いわゆる新ユーゴでございますけれども、新ユーゴ自体は、先生の御指摘のような主張、すなわち継続性ということとを主張しておりますが、ただ国際社会一般の認識といたしましては、例えば国連におきまして、この新ユーゴなるものが新規の加盟という手続が必要であるということが認定されております。すなわち、旧ユーゴの国連加盟国としての地位を自動的に引き継ぐというようなことはできないというように認識が国際社会一般にございまして、日本といたしましては、かかる認識に基づきまして、日本といたしましては、賛成したものでございまして、日本といたしましては、これは、ほかの四カ国と同様、新たに独立した国家である、こういう基本的な認識でございます。

○西田(猛)委員 そういたしますと、かなり話は錯綜してくるのですけれども、かつての旧ユーゴが我が国と結んだ条約あるいは我が国と持っていた債権債務などについての我が国との今の時点における継承関係はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○竹内政府委員 先生の御指摘の問題はいわゆる国家承継の問題でございます。条約とそれからいわゆる債権債務、二面、二つの面がございまして、まず条約に関しまして、一般的な国際法上の原則といたしまして、このように、一つの国家が分裂といたしまして、分離した独立の国家に分かれるというような場合におきましては、国際法上、いわゆるコンティニイティの原則と申しまして、もとの先行国の締結しておりました条約というものは後行国に承継されるというのが一般的原則でございます。そういう原則を踏まえまして、日本とこれらの国家の間で承継ということが確認されているところがございます。新ユーゴとの間ではそういう措置がとられたということ

が、先ほど欧亜局長から御説明のあったとおりでございます。

債務の承継につきましても、これは基本的な原則といたしましては、先行国が負っておりまして債務というものは承継国、すなわち後から独立した国家の間で引き継がれるというのが一般的原則でございます。ただ、その場合に、五カ国の間で今回の場合にはどのようにそれが分担されるかという点につきましては、これは現在五カ国の間で話し合いも行われている。国際法的に言えば、衡平の原則から見て分配が決められるだろうというところがございます。ただし、原則として、新しくできた独立国によって債務が引き継がれるというところは一般的な国際法上の原則でございます。

○西田(猛)委員 おっしゃるとおりだと思うのですが、それと、そうしますと、少し細かいことに入っていくかもしれませんが、あるいは御用意しておられないのかもしれませんが、我が国が旧ユーゴに対して持っていた債権と申しますか、援助の中で、毎年いわば我が国へ返還しなければいけない部分が幾らかあるのだと思います。それらについては今の時点でのような手続あるいは状況になっているのでしょうか。

さらにもう一つ違うことをお聞きすれば、新ユーゴについてはユーゴスラビア連邦共和国大使館というところで館を置くのですけれども、じゃ、他の四国については、この新ユーゴ連邦共和国大使館が管轄するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○西村(六)政府委員 債権債務の承継につきましては、今条約局長からも御説明をいたしましたとおり、協議が行われている最中でございます。これまでのところ、旧ユーゴが所有しておりました債務を、旧ユーゴの承継国の間であつて、どういふふうに分担していくべきかということについて合意が見られない状況でございます。

この話し合いは、現在、公的債務の管理機構でございますバリ・クラブと称する機構がございま

して、このバリ・クラブにおきまして、債権国とそれから債務国でありますところの旧ユーゴの承継国の間で話し合いが行われているというのが現状でございます。

我が国のユーゴに対します円借款などによりまして債権があるわけでございますけれども、この債権につきましても、この協議の結果を経まして解決が図られるということになる次第でございます。

○蒲部政府委員 大使館の、どういう形で兼轄をしているかということの御質問についてお答えをいたします。

まず、クロアチアについては、この一月から新しい大使館を実質的に開設いたしました。また、スロベニアとマケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナ、この三つにつきましては、実は我が方のウィーン、オーストリアの大使館で兼轄をしております。

○西田(猛)委員 今まさに官房長言われたように、スロベニアそれからボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアについてはウィーンの大使館が兼轄しておられるようであります。

そこで、新ユーゴの隣国で、独立をしたアルバニアにおいて、独立したのじゃなくてアルバニアにおいて、昨年、ネズミ講式の投資機関の破壊をきっかけに起きた争いがございまして、その際には、アルバニアに我が国の大使館、総領事館がなく、混乱に巻き込まれた日本人が欧米各国の大

使館に逃げ込んだ。さつきおっしゃったウィーンにあるオーストリア大使館がアルバニアについてもおかましているわけですが、その在オーストリア日本大使館が、残念ながらその緊急事態に適切に対処し得なかったのではないかと、このことがかなり報道されていたわけでありまして、このときには、日本の方には幸運にして人がなく、無事アルバニアを脱出できたものでありますけれども、在外公館がない外国での邦人保護について、あるいはその救出等の対応のあり方に

ついで問題を呈する結果となつたわけでございます。

このような経験を踏まえて、何かと国家財政緊急縮減の折から、在外公館、ふやせばいいというものではないのと思ひますけれども、資源の有効的な配分という観点からも、今後どのようなしていったらいいというふうにお考えでしょうか。

○浦部政府委員 委員御指摘のように、アルバニアについては我が方のオーストリア大使館が兼轄をしておりまして、先般の事態の際には、直接館がないものですから、友好国にいろいろと協力をいただきまして、具体的にはあの際にはドイツにいろいろと支援をしていただいた。その結果として、たしか十人弱だったと思いますが、邦人が無事に救出を、むしろ脱出ができたということでございます。

第二点でございますが、今確かに財政事情が大変厳しいことは全くそのとおりなのでございますが、先ほど別の先生に申し上げましたが、外交需要については非常に大きくなつてゐることも、これまで事実でございます。その間をうまくとりながら、できるだけ在外における需要にこたへるために、外交活動の基盤を、大使館、総領事館を含めて積極的に強化をしてまいりたい、かように考えております。

○西田(猛)委員 このように、外国における邦人保護の問題は非常に大切なことでございまして、今後とも積極的に国会としても取り組んでいかなければならないのではないかとこのうふうふ思つております。もとより、在外の邦人保護だけではなくして、当然我が国自体をどのように安全保障を行つていくのかということが考えられなければならないわけでございます。

そこで、きょうは防衛庁の局長にもおいでいただいております、それから、この日米安全保障を基軸とした日本の安全保障問題について非常に長年携わつてこられた小淵外務大臣にお伺いをしたいと思つたのでありますけれども、まず、日米防

衛協力のためのいわゆる新ガイドラインでございます。

この新ガイドライン、私せんだつて、お尋ねと申しますか、通告しておりましたことは非常にアバウトな概念でありますけれども、外務大臣、この新ガイドラインの性格といひますか、その文書の性質なり性格については、大臣はどのように認識をしておられますでしょうか。新ガイドラインの文書としての性格、あるいはガイドラインというものの外交上の性格、これについて大臣はどのように認識しておられますでしょうか。

○小淵国務大臣 委員もお勉強されておられると思いますが、旧安保から現安保までの歴史的な経過があるわけでございますが、いづれにしても、一九七八年の旧指針がございまして以降、いろいろとその肉づけをいたしてきたわけでございます。大部分は五本の事柄の研究ということで、これはまだ研究の成果がすべて発せられておりませんが、一方、六本の事柄につきましても、当時、旧指針では将来の課題として行つてまいりました

が、九七年、新指針につきましても、これ日米の首脳の間でも話し合はれて、この安保条約をきちんと法的にも国民の理解が得られますように、枠組みとしてこれを確定していく、こういうことで新指針がつくられてきたわけでございます。

○西田(猛)委員 ただいま大臣は、法的な枠組みとしてもきちんとしていかなければならないから、こうおっしゃつたのです。そのためにガイドラインをつくつて国民の理解を得なければ、このおっしゃつたわけですが、確かに、このガイドラインの策定に基づいて、今、国内法を整備しなければいけないという議論が出ております。いわゆる米軍活動支援法とか緊急事態法とかいろいろと書かれておりますが、そのような国内法の整備、これは進めていかなければならないと思つたのであります。

しかしながら、その前提となるガイドラインの、言うならば法律の枠組みの中における位置づけ、憲法があつて条約があつて法律があつて、あるい

はエグゼクティブアグリーメンツ、政府間取り決めがあつてとかいふような形の段階でいへば、このガイドラインはどのようなものだと思ひますかといふことなんです。

○高野政府委員 新ガイドラインの性格でございますが、この新ガイドラインによつて両国政府は立法、予算ないし行政上の措置をとることを義務づけられたものではないといふことは新指針に明記されているとおりでございます。そういう意味におきまして、新指針により日米両国の間に国際法上の権利義務関係が生じているといふことではございませんので、これはいわゆる国際約束といふことには当たらないといふふうに考えております。

いづれにしても、この新指針に書いてございまして、今後日米間で共同で作業していくといふ政治的な意思を表明するための文書といふふうに理解しております。

○西田(猛)委員 そうすると、当局からでも結構なんですけれども、平成八年四月十七日の橋本総理大臣とアメリカ・クリントン大統領の間における日米安全保障共同宣言の性格はどのようなものでしょうか。

○高野政府委員 今のお話は、日米安全保障共同宣言の点でございますが、これもやはり日米両国の安全保障に関する基本的な認識を記しました政治的な文書でございます。国際約束といふものには当たらないといふことでございまして。

○西田(猛)委員 平成九年の九月二十九日に「日米防衛協力のための指針の実効性の確保について」という閣議決定がなされております。この閣議決定の根拠となつてゐるのが日米防衛協力のための指針であります。それと、その閣議決定の中には、「日米安全保障共同宣言」を踏まえて、「この宣言があるわけですが、今のお答えですと、その指針もこの共同宣言も両方ともいわばいわゆる政治的な文書であつて、何ら国際的な約束事を決めたものではないといふお話であり

ます。

それを踏まえて、行政を行う内閣が閣議決定をして法的な整備を進めていくといふことなのでありますけれども、それじゃ、これが政治的な文書であるといふことであれば、この間の政治的なプロセスについて、責任者としての外務大臣はどのような政治過程を経てきたといふふうに御説明していただけますでしょうか。プロセスです。

要するに、国際約束でもない文書が二つある、それを踏まえて国内的に法的な整備を進めていかなければならないといふことを行政府が内閣として閣議決定をしたわけですね。だから、この過程でどういふ議論があつて、どういふ意思決定が行われたのかといふことであります。

○小淵国務大臣 少なくとも、日米の首脳がお話し合ひをされて共同宣言が発せられたわけですが、これは政治的な、先ほど答弁のありましたように、このことは大変重要なことと心得て、そして政府としてはそれを受けて対応してゐる、こういうことだと思ひます。

○西田(猛)委員 今大臣からは、淡々と簡明にお答えをいただきましたけれども、それでは、今からまづしく国内法の整備について言はれてゐるわけですが、ある報道によりますと、政府内では、当初外務省などには新規立法に消極的な意見が強かつたといふ報道がなされておるのですね。けれども、外務省は、当初こういういわば国内法を整備していくことについて消極的であつたのか積極的であつたのかについて少しお考えを述べていただけますでしょうか。

○高野政府委員 外務省といひましては、新指針にございまして、これは立法上、予算上、行政上の措置をとることをお互ひに法律的に義務づけたものではないといふ認識ではございまして、けれども、このガイドラインに書かれた共通の認識あるいはとていくべきいろいろな作業自体は大変重要なものであるといふふうに考えております。指針自体にも書いてございまして、日米両国政府が、各々の判断に従ひ、このような努力

その報道は続けていわく、しかし、それに対しては内閣法制局が、憲法が禁じる集団的自衛権の

行使に つながらないよう、あるいは、米軍の武力行使とは 一体化しないことを新法でむしろ規定する必要があると。これは、内閣法制局はやはり憲法のことを考えて、むしろ新規立法は、こんなことまでできるよという ことじゃなくて、ここまでしかできないよという形で新規立法をしていくべきだろうという ことを提唱したと思うのです。

だけれども、それに対して外務省が消極的だった

たということは、逆に言えば、ガイドラインというものはあるのですけれども、これは、内容は非常に機微にわたるものを含んでいるけれども、これでわざわざ新規立法等を行うことによって、国民の目の前にその内容の危険性というか、内容のあ

の意味での先取り性を熟知してもらおうのは得策ではない、このままなし崩し的に、行政権の行使として実行していけるのではないかというふうにお考えになったようなところがあつたのではないでしようか。もしそういうことがあつたとすれば、それは、私は非常に残念に思うのですね。

私は、ガイドラインは、これはこれでいいなら

いい。しかし、やるならば徹底的に議論をして、そして明確な形で、日本国としてするべきこと、あるいはやるべきことをちゃんと法律で書いて、そして世界の国々に、日本はこういうことをやるんだということを明確にしていくなければならぬのだ

と思います。なし崩し的にこそくにやっていくのはいけない。ですから、見直すのであれば、意法だって条約だっていろいろなものは見直して、やるべきことはやっていくということの世界に、明言しておくべきではないかなと思うのです。

時間が参りましたので、大臣、最後にそのあたりの、日本は世界に自分たちがするべきことを明確に宣言して、アピールしていく必要があるのではないかとこの点について、いかがでしょうか。

○小淵國務大臣　日本政府は、刻々、日本政府の立場を世界に明らかにしながら、極めて適切に對

応してきたという認識をいたしております。

そこで、お話しのような、いろいろ経過についての論議もあつたかもしれませんが、現政府、特に外務省といたしましては、この閣議決定以降、特に旧指針から新しい指針に向けて行うことにつきましては、法治国家としてきちんとした対応をしていきたい、こういうことで現在努力をいたしておるところでございます。

○西田(経)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○中馬委員長 続いて、松本善明君。

○松本(善)委員 まず、法案の研修員手当の問題ですが、これは在勤基本手当の基準額の引き上げ率と比べますと、はるかに高い。例えば一号で、五十万七千円だったものが七十八万二千七百円。伸び率が四・三％ということですが、在勤基本手当の増額の中でインドの大使の基本手当は一番高いと思いますが、それと比べてもさらに高い。

国内財政状況とも関係がありますので、なぜこの高いのか、御答弁をいただきたい。

○浦部政府委員 お答えをいたします。

現行の研修員の手当の額というのは、実は、昭和五十七年にその基準額を改定して以来十六年にわたりました。その額の範囲内で物価とか為替の変動等を考慮して、法律の委任により、省令によって毎年改定をされてきました。ただ、何分にも十六年前に改定された基準額でありまして、現行の手当額では対応できなくなることがあります。そのことから、改定をお願いしておりますのでございます。前回改定した手当基準額に比べれば約五〇％強ということになります。実は十六年間分ということになります。

ちなみに、大使の方の在勤基本手当の方につきましては、その基準額は、実は平成五年度に基準額を決定いたしました。それを現在五年ぶりに見直しをさせていただいている、こういうことでございます。

○松本(善)委員 在外公館の活動という、日本

外交のあり方ということに直結するわけですが、今、日本の外交というのは、国際紛争の平和的解決ということにやはり徹するべきではないか。これは、日本外交の顔ということも再々本委員会でも議論されておりますが、私は、やはり紛争の平和的解決、これが日本国憲法の根本精神ですし、国連憲章の根本精神でもあると思います。この観点から、ちよつとイラク問題についてお聞きをしたいと思ひます。

外務大臣は四日の予算委員会でも、国連決議の性格について、「イラクの違反があれば自動的に武力行使に至るという性格のものでないという前提で、各国との話し合いが成立した」というふうに答弁をされて、これについて私も聞きまして、のに対して、加藤総合外交政策局長、武力行使を容認するとか容認しないとかいふ問題を取り扱ふことを意図して作成された決議ではない、ほかのところでは、そういう仕組みでつくられたのではないという答弁ですね。これは、予算委員会以来政府の答弁として一貫している。ただ、これは一言で言えばそういうことで答えるんだけれども、問にはなかなか答えないんですよ、外務大臣も答弁であられて。

先ほど来、他党の同僚議員も何遍もこれを取り上げるのはなぜかといへば、聞いていることにまともに答えられないで、今言つた、そういうことを考えた仕組みではないのだということだけを言つて、加藤さんは顔が優しいから、優しい顔でそれを長々とおやりになって、実際には中身はそれだけのことなのですね。やはりそういうことではないか。

私は、国会で議論をするということは、やはりそれでは疑問があるから質問をするわけで、それに真つ正面から答えるという答弁でない国民の期待にこたへるものにはならないのだ。

そこで、聞きますが、自動的に武力行使に至る性格のものではないかという、日本語で言いますと、自動的に武力行使はできないということになるのです。ところが、何か違つた、自動的に武力

行使を容認するものではない、そういう答認するとかしないとかいう問題を言う仕組みではないのだ、こういうわけなのですが、自動的に武力行使に至る性格のものではないかというのと、自動的に武力行使を容認するものではないかというのと、どことが違うのですか。これは日本語ではほとんど同じです。どの日本人が聞いてもこれは同じだと思ふ。どことが違うのですか。外務大臣、こんなことは責任者が答えるべきことです。

○小淵国務大臣 しばしば御答弁申し上げておりますように、今回のイラクをめぐるこの問題の解決方法としては、日本政府としてはあくまでも平和的、外交的手段によつて行うということでありまして、そのことの結実した結果が先般の決議案になっておるわけでございますので、武力行使を認めるとか認めないとかいうことではなくて、日本政府としては、外交的手段をもつて解決するための決議案をつくり上げ、これをイラクに提示して、強いメッセージによつてそうしたことが解決する方向のために全力を挙げて対処してきた、こういうことでございます。

○松本(善)委員 やはり質問にはお答えにならないかつたけれども、決議はとにかく大事なのです。私は、この決議の中身、なぜこういう質疑が再々行われるかということは、決議のやはり第五項との関係だと思ひます。

私は、前回、ロサンゼルス・タイムズで、イラクが合意事項を守らなかつた場合は米軍の空爆を事前に承認しているものではないかという点を提案国である英日両国が保証することを条件に多くの安保理事会メンバーが同意したとか、ブラジルが同様趣旨のことを発言したとかいうようなことを外務大臣に聞いたところが、外務大臣は、各国の発言やメディアの表現は承知をしているが、加藤局長が言つたとおりだと。私から言えば、これはまともに答えたとは言えないのです。それで私は不満だということを申し上げました。

こういう各国の意見が出たり報道が出ますのは、やはり日英共同提案に第五項が追加されたこ

とが明らかだつたからです。三月二日の安保理事会の決議は、第五項が追加、修正されたことで、日本と英国が提出した原案の性格が私は百八十度変わったと思ひます。

第五項についてお聞きしたいのでありますが、安保理事会は、国連憲章に基づく責任に従つて、この決議の実施を確実にし、この地域の平和と安全を保障するために、問題を積極的に掌握し続けることを決定する。英文では「アクティブリー・シーズド・オブ・ザ・マター」ですから、まさに問題を積極的に掌握するというのが私は的確ではないかと思ひますけれども、この規定は、安保理事会がイラクが違反したかどうかの判断を行う、あるいは武力行使が必要かどうかの判断を行う、あるいは武力行使を決定する、こういうことを含んだ規定だと思ひますけれども、外務大臣は、責任者としてどのように御理解をされておられますか。

○加藤(良)政府委員 委員から第五項をめぐるやりとりにおいて百八十度転換があつたという御指摘がございましたけれども、それは私どもの認識と相当違つております。

この第五項は、「国連憲章の下での責任に従つて、本決議の履行を確保し、この地域の平和と安全を確保するために、この問題に引き続き積極的に関与することを決定する」といういわば一般的なことを明確に述べているというだけでございまして、このことは、この決議が、将来安保理事会のアクションを決定する、そのことを予断するものでは全くないということでございます。

そして、今私が申し上げました趣旨は、まさにこの決議に対する投票が行われる直前の事前説明、理由説明において、我が方の小和田大使から明確に述べている次第でございます。

○松本(善)委員 三月二日の安保理事会でのフランスの代表の発言を私も検討をいたしました。これによりまして、フランスの代表は、しかし、しかるべき形で安保理事会の権限を確認すること

が、言うならば自動性、自動的にやれるようになる状態、こういうことでしょうか。一切のオートマテシティーの考えを排除するものである。実際に特定の措置はその重大さのゆえに安保理理事会がそれについて議論することを正当化する。ある国の行為を評価し、必要な場合には潜在的な違反について確認し、その結果として決定を行うのは理事会の権限である。これは私は非常に明快だと思います。

イラクの問題については安保理理事会が判断し決定する、勝手にアメリカが判断し決定することはできない、これがフランスの代表の言ったことであるかと思えます。常任理事国でありますフランスの見解は極めて重要だと思えます。

日本政府はこれに同意しているのかしていないのか、反対なのか賛成なのか、はっきりお答えをいただきたい。

○加藤(良)政府委員 まず第一に、ただいまの論点というものはこの決議の五項を含む内容と直接の関係がございせん。別の言い方をいたしますと、確かにフランス代表のステートメントの中に、同時に自動性の概念を完全に排除することを確認するものであるというくだりがあることはそのとおりでございます。でもそれは当たり前なのでございませう。

すなわち、この決議というものはイラクに向けた警告のメッセージでございます。例えば決議の六七八、武力行使容認決議と言われる決議は、これは安保理のメンバーが、あるいは国連の加盟国がある措置を申し合はせるといったところに力点のある決議であるかと思えますけれども、これは、そういうふうな安保理がとる行動は何であるかということに力点が、仲間同士で申し合はせをするということに力点があるわけではなくて、SG、事務総長がイラクとの間に達成した了解覚書というものを支持して、イラクに義務を履行してもらおう、それを確保するための外交努力の結実ということで出てきた決議でございますから、あて先がイラクなのでございます。

したがって、フランスの代表が言っていることを間違いだとして申し上げるつもりはございませんけれども、それはこの決議について私どもが申し上げてきたところと全く矛盾するものではございません。

それから、ちなみに、事実関係としてでございますけれども、三月十一日に事務総長とクリントン大統領の会談が行われまして、その後この点をめぐりやりとりがございまして、

クリントン大統領との会談後に、武力行使の際の安保理の承認の必要性についてクリントン大統領との間に意見の相違はあるかというふうな聞かれまして、事務総長は、クリントン大統領と自分とは意見を異にしている、自分は既に何らかの協議が必要であろうと述べており、右に変更はない。

さらに質問があったのに対して、安保理会合での投票が必要であると自分は言っていない、自分は何らかの協議が必要であろうと述べているのであるということを申し上げておきます。そして、イラクとの間に停戦をもちいたした合意は、武力行使が一時停止されたことを意味するものであつて、したがって、必要があれば引き金が引かれる可能性があるということだ。

それから、私自身、公式に、次に何かあれば外交に第二のチャンスは与えられるかそれは定かでないというふうな述べた。私はまた、イラクが遵守しないようなことになれば、安保理の雰囲気は全く違ったものとなり、武力の行使に対するコンセンサスははるかに容易になるだろうと述べた。以上がクリントン大統領との会談を終えた後の事務総長の認識でございますが、事実関係としてそういうことがございましたので、あわせて御説明させていただきます。

○松本(善)委員 私が聞こうと思ったことに関しまして先にも言われましたけれども、先ほどの質問についてもう一回確認をさせていただきます。フランスの立場は矛盾をしない、これは間違いないと、この見解も日本政府

の見解と矛盾しないということですから、これは肯定的に答えられたと受け取っていいですか。

○加藤(良)政府委員 私はそういうことは申し上げません。私が申し上げたのは、フランスの声明の中に自動性の概念を完全に排除することを確認するものだと言及があることは事実である、この認識が間違っているというわけではない、なぜならば、もともとこの決議というものの内容が、自動的に武力行使をこれをもって容認することであるいは容認しないかというところに着目してつくられたものではないから、こういうことを申し上げた上で、ここでフランスの代表の言っていることがこの一五四という決議との関連において間違つた理解かといえ、そういうことではないと申し上げただけでございます。

○松本(善)委員 やはり安保理理事会の決議に關していろいろ各国のとり方が違つたということならば、私は、安保理理事会でまた議論をしなければならぬ性質のものだと思えます。

今、加藤さんが紹介をされましたけれども、あの程度報道もされておりますので繰り返してしませんが、クリントン大統領はアナン事務総長との会談で、何らかの協議は必要、もちろん協議はすると、一面アナン事務総長の顔を立てるような発言はしたようでありまして、安保理理事会の決議の最も重要な問題であるイラクの行為を見きわめることだ、武力行使の決定は安保理理事会の責任だと言の中にはないようであります。

今、総合政策局長の答弁の中でも紹介がされましたが、アナン事務総長は、イラクが約束を破れば安保理理事会の空気は違つたことになるだろう、コンセンサスは得やすくなるだろう、こういう趣旨のことを紹介されました。その趣旨は報道もされておりますが、要するに、事務総長はコンセンサスを得ることを前提に述べているようなんです。アメリカが勝手にイラクがどうかと行動について判断をし、勝手に武力行使がでないと。クリントン大統領も協議はすると言っています。

私は、アメリカが勝手に判断して、勝手に武力行使ができないということだと思えますけれども、日本政府は、イラクに違反があるとアメリカが判断すれば、他の安保理理事国がすべて反対でもアメリカが武力行使をしてもよいと考えているのでしようか。

○加藤(良)政府委員 イラクについてのものもろろの決議がございまして。その決議について、私が有権的解釈はかくしかじかであるということをお申し述べたのは差し控えていただきたかと思ひますが、前にも国会の場で御答弁申し上げておりますとおり、今までの一連の諸決議というもの、皆今日に至るも有効でございます。

ただ、そういう状況の中で、こういう緊張が遺憾ながらイラク側の義務の不遵守によつてもたらされた。それを今正して、イラクに国連の関連諸決議のもとでの義務を誠実に履行させるための外交努力が行われているところでございます。

その点につきましては、これまで三月十一日の先ほどのクリントン大統領と事務総長との会談において、クリントン大統領はその会談に関連いたしまして、アナン事務総長がイラクとの間で査察の継続及びこれまでUNSCOM査察官の立ち入り禁止されていた区域へのアクセスの付与に關して合意に達したことを喜ばしく思っている、これらは皆希望を与えるものであるということも述べているわけでございます。

アナン事務総長はまた、今回の合意が真剣であることを自分たちは示したと思ふ、この合意の署名後、スコット・リッター率いる査察団は五日間の査察を問題なく実施した、そして過去七年間入ることのできなかった国防省の建物にも入ることができた、これはよい兆候ではあるが、引き続き彼らに、すなわちイラクでございまして、圧力をかけ続けなければならぬ、こういう認識を示しております。そして、UNSCOMによる特別査察の手続というものを表明されました。そういう意味の前進きの進展があるということ

きに、今の御質問に対しお答えするという段階では実はないだろうと私は思っております。

○松本(善)委員 日本は常任ではないけれども、安保理事会のメンバーです。ほかのところはどういうことより、日本政府の態度が重要なんです。それが世界じゅうから注目をされているのです。

安保理事会の決定なしに、自衛の場合以外に武力行使はできないことは国連憲章で明白であります。外務大臣とリチャードソン・アメリカ国連大使との共同発表で、すべての選択肢をとる余地が残されているという米国の見方を共有すると言っている。これについては、二月二十五日の本院予算委員会でも外務大臣は、すべての選択肢ということと武力行使は排除されてないと言った。これはアメリカの武力行使を支持するものだということを事前に明らかにしたものであります。

日本政府は、安保理事会で同意なしに、あるいは理事会のメンバーがすべて反対でも、アメリカが武力行使をするというのに賛成をするというのが日本政府の立場ですか。また同時に、いかなる安保理事会の決定によってもアメリカは武力行使をするというのか、それは日本政府は支持できるのか、この点についてお答えをいただきたい。

○小淵国務大臣 リチャードソン大使との会談における決定につきましては記者会見でも申し上げたとおりでございます。その二項においてそのような考え方を申し上げました。ただ、三項でそうした事態が現在考えられないということも申し上げておるところでございます。そういう経過を経ながら、最終的に外交的手段をもちまして、今か問題についての最終決着に向けて進んでおるといふことでございます。我々としては、一連の経過の中で、アナン事務総長が調停をいたしたことが今回の警告決議によりまして実効性が上がるものと現時点では確信をいたしておりますところでございます。

○松本(善)委員 もう時間が来ましたのでここで終わりにしますが、先ほども申しましたように、今までの、湾岸戦争停戦後のイラクに対する国連

決議で、イラクに対する武力行使を容認するものは一切ありません。このままでは、アメリカが単独での判断で軍事攻撃をするならば、国際紛争の平和的解決、武力の不行使を原則として明記している国連憲章を含む国際法へのやはり重大な違反になるのではないかと、やはり安保理事会の中での意見がいろいろあるわけですから、当然討議を経てやらなければならないことだろうと思っております。

日本政府は、やはり米国の対して、そういう不法な軍事力行使をやらぬよう厳重に申し入れるべきだと思っております。特に我が国は、言うまでもなく、憲法九条で戦争と武力による威嚇または武力の行使を放棄しているのです。あくまで武力行使に反対して、外交交渉による解決を追求することですべきだということを申し上げて、外務大臣の答弁があればお聞きをしたいと思っておりますが、これで終わります。

○加藤(良)政府委員 我が国といたしましては、この事態を招いたのはイラクに責任がある、これは我が国のみならず、安保理十五カ国を含めて、世界の責任ある主要な国々は皆その認識をともにしております。そして、物事は、イラクが義務を誠実に履行しさえすれば解決するわけでございます。それを外交的な解決ということに第一の優先順位を置いて実現しようという思いは、アメリカも含めて共通でございます。

ただ、その合意履行を確保するという外交的努力といつても容易なものではない。それだけに、すべての選択肢が残されているといったようなことも明確にしながら、外交的な交渉というものの一種の、迫力という一言業かどうかかわかりませんが、それをつける必要がある、そういう思いでこれまで努力してきているわけでございます。

そして、日本はただイラクに圧力をかけるということばかりを言っているわけではございません。まさに決議一一五四の第四項を見ただきますと、ここでイラクが義務を誠実に履行するの

であれば、経済制裁というものを軽減し、ないしは解除して、イラク国民の苦痛を和らげるということだつてあるんだということを日本としても明示し、それが決議にも出ているわけでございます。

○松本(善)委員 終わりますが、私の聞いたことには答えなくて反論的なものだから、ちよつと一言だけ言っておきますが、私たちもイラクが決議を守るべきだということについては全く同じなんです。それは世界じゅう同じだと思います。それを武力でやるか、それとも平和的な解決でやるかという違いなんだということを強調して質問を終わります。

○中馬委員長 次に、伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 予定時間が延びておりますが、質疑の最後に貴重な十分間をちょうだいしましたので、二点だけ質問をさせていただきます。本法律につきましては、当然ながら私も賛成の立場でございます。在外公館の皆さんが、より意欲的に立派な活動ができるようにさまざまな努力をさらにしていかなければならないという気持ちから一、二思うわけであります。

一つは、伺いましたら、いわゆる実館、兼館ですね、今、たくさん兼館と申しましようか、一カ所からさまざまところに出張して仕事をするという形で在外公館がございます。実館百十三、兼館七十五、結構な数字ですね。予算とか人員の問題もございしますから、一挙にこれらの問題を改善するというのは難しいと思いますが、これは大体この程度でオーケーとお考えなのか、できただけこれから努力をして、どういう方向に持っていくかというところなのか、お考えはいかがだろうかというのが一つであります。

もう一つは、最近伺いますと、これは公選特の方になるわけですが、在外邦人の皆さんの選挙権の問題につきまして、何か打開しようではないかと、与野党ともお互いに協議が進んでいるということも伺うわけであります。何年から始まるか、何の選挙から始まるかということまではまだ確定はしていないようですが、いずれ近い時期にこういう

ことは実現しなければならぬというのが、私どもの共通の願いとしてやってきたということだと思っております。

となりますと、外務省、自治省、いろいろ意見交換とか共通の検討とかはなさっているということだと思ひますが、外務省が非常に大きな責任、それから在外公館の皆さんが非常に、実務を含めました仕事ができるということになるわけでありますから、何かそういうものを実現する方向に、やはりいい準備あるいは検討、共同検討なさるのが必要ではないでしょうか。細かいことは別にいたしまして、どんな対応姿勢でおられるかということだけ伺いをいたしたい。

○小淵国務大臣 我が国の在外公館と、いまだその公館を持たない国々がございますので兼館ということになっておるわけでございますが、我が国としては、一層各国との相互依存関係が深まっておりますので、在外公館の重要性が非常に高まっております。また、業務量も増加の一途をたどっておりますと認識をいたしております。

こうした行政需要を踏まえまして、我が国としてはそれぞれ各国との、動きを十分見きわめながら、国際的な地位に見合った体制をつくり上げていかなければならない、このように考えております。

例えば、アゼルバイジャンなども、この間大統領が参られましたけれども、これから我が国としてはあの地域に非常に注目していかなければならぬということでございます。こうした地域がエアポケットのように残されておるといふことは大変よろしくないことだと思ひますので、できる限りこうしたところを埋めていく努力をいたさなければならぬと思ひますが、これはやはり予算との関係もございしますので、そうしたことを十分見きわめながら努力をしていかなければならぬと思ひております。

この在外邦人の選挙権の問題でございますが、これは在外選挙制度が在外邦人の選挙権を行使す

る機会を保障するという観点から極めて重要なものでありまして、外務省といたしまして、これにかかわる議員の研修等も含めて十分な配慮を行つていきたいと思つております。

特に、在外選挙は新規の多大な追加業務でございますので、その円滑かつ適正な実施のため必要な予算を確保することが重要でありまして、各方面の理解と協力を得つつ適正な措置もとつてまいりたいと思つておりますし、また諸外国の例等も参照させていただかなければならぬと思つております。

新聞の伝えるところによりまして、先般デンマークでも総選挙が行われた、国内における投票は与党、野党が全く接近して行つたが、海外における有権者の動向によつての選挙結果によつて与野党の差が決まるというようなこともございまして、政治に大きな影響力もたらすこととございまして、いかなる選挙方法がいかにということも含めまして、慎重かつ重要な問題として対応しなければなりませんけれども、日本国民の権利をいかに国政に反映させるかという意味でもこれまた重要な問題でございますので、引き続き関心を持って努力をいたしていきたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 よろしくお願ひします。

もう一つ伺いたいのは、日米安保条約の運用、特に事前協議の問題でございますが、私の住んでおります神奈川県、不幸にしてという言い方はあれなのですが、沖縄が第一の基地県、うちが第二の基地県でございますが、先般来議論ございましたイラクの問題にも関連をいたしまして、横須賀を母港とする空母インディペンデンス、湾岸に作戦行動で配備をされて、テレビでもその物々しい状況、日夜聞いて見ていたわけでありまして、その出動に際しまして、NLP、離着陸の訓練が突然大規模に行われまして、協定その他に基づき事前のお知らせとかいうものと違つた状況がありまして、地元住民も県の方としてもこれは非常に怒つていふうな事態が発生している

わけであります。

私、ちよつと不勉強なんです、軍事問題を勉強している人に聞きましたら、何か空母は、任務につく、出動する一週間前に昼間夜間の離着陸訓練を行わなければならないという規定があるようでありまして、言うならば、事実上の出動命令があつてこのような異常な事態になつたということではないだろうかというふうにも思つてございします。ガイドラインとの関係もございしますけれども、やはり地位協定、日米安保条約の関係する事前協議というものにつきまして、きちんとした対応をするということが大事なことでないかというふうに思ひます。

それから、結局、私はこういう問題を見ても、やはり日米間は我が国にとりまして極めて重要な、基幹をなす良好な二国間関係でありますし、友好と国民的な信頼感がある、そうでなくてはならぬと思ひます。現実にある日米安保条約の運用につきましても、やはり住民、市民の皆さん、国民的な理解がなければ安定した運用もできない、そういう状況を常につくつていく努力というのが非常に大事ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○小淵国務大臣 伊藤先生の御説、全くそのとおりでございます。協定があれば協定をお互い遵守することから始まりまして、その地域の皆さんの理解、協力があればこそ、両国の信頼が醸成され、条約並びに協定そのものが意義あるものとなるわけでございます。

ちよつとお話のありましたNLPの問題につきましまして、これは通報がありましたのが直前でございまして、大変、この件につきましまして、コーエン国防長官も参られた折、防衛庁長官並びに私に對しまして遺憾の意が漏らされたわけでございます。こうした場合のことを考えますと、きちんと約束は約束として対応していただきますと、両国の信頼がうせるといふことであつてはいけないうことだらうと思ひますので、今後ともさらにいろいろな立場を通じまして、我が国の立場も明らかに

にしていきたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 ちよつと十分たちましたので、終わります。

○中馬委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中馬委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中馬委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中馬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中馬委員長 次に、本日付託になりました海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるとの件、大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるとの件及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるとの件の各件を議題といたします。

これより政府から順次提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣小淵恵三君。

たします。外務大臣小淵恵三君。

海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるとの件大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるとの件

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるとの件

〔本号末尾に掲載〕

○小淵国務大臣 ただいま議題となりました海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるとの件につきましまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和六十三年三月に国際海事機関の主催によりローマで開催された国際会議において作成されたものであります。

この条約は、船舶の奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであります。

我が国がこの条約を締結することは、海洋航行の安全を増進するとの見地から有意義であると認められます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求めるとの件であります。

次に、大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるとの件につきましまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、昭和六十三年三月に国際海事機関の主催によりローマで開催された国際会議において作成されたものであります。

この議定書は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、破壊等を犯罪として定め、その

犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの安全を増進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を締結するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

この議定書は、昭和六十三年二月に国際民間航空機関の主催によりモントリオールで開催された国際会議において作成されたものであります。

この議定書は、国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定し、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を締結するものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、国際民間航空に使用される空港における安全を増進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○中馬委員長 これにて各件に対する提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る十八日水曜日午前十一時四十五分理事会、正午委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、船舶の奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、海洋航行の安全を増進するとの見地から有意義と認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約

この条約の締結は、国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

特に、世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約に規定するようにすべての者が生命、自由及び身体上の安全についての権利を有することを認識し、

罪のない人の生命を脅かし又は奪ひ、基本的自由を侵害し、及び人間の尊厳を著しく害するあらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していることを深く憂慮し、

海洋航行の安全に対する不法な行為が人及び財産の安全を害し、海洋航行の業務の運営に深刻な影響を及ぼし、また、海洋航行の安全に対する世界の諸国民の信頼を損なうものであることを考慮し、

このような行為の発生が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、

すべての海洋航行の安全に対する不法な行為の防止並びにこのような行為を行った者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を立案し及びとるに当たって諸国間の国際協力を発展させることが急務であることを確信し、

「すべての国に対し、単独で並びに他の国及び国際連合の関係機関と協力して、国際的なテロリズムの原因の漸進的な除去に貢献するよう、また、国際的なテロリズムを引き起こし及び国際の平和及び安全を脅かすすべての事態（植民地主義、人種主義並びに人権及び基本的自由の大規模かつ甚だしい侵害又は外国による占領を伴う事態を含む）」に特別の注意を払うよう要請する（千九百八十五年十二月九日の国際連合総会決議第六十一号（第四十回会期）を想起し、

更に、同決議が「テロリズムのあらゆる行為、方法及び実行（諸国間の友好関係及び諸国の安全を害するものを含む）」を行われた場所及び行った者のいかなる場合も、犯罪として無条件に非難するものであることを想起し、

また、同決議が国際海事機関に対し、「適当な措置について勧告するために船舶内の又は船舶に対するテロリズムの問題を研究する」よう要請したことを想起し、

船舶の安全並びにその旅客及び乗組員の安全を脅かす不法な行為を防止するための措置の立案を求めた千九百八十五年十一月二十日の国際海事機関総会決議第五八四（14）号に留意し、

通常の船舶内の規律に従う乗組員の行為がこの条約の対象とならないことに留意し、

船舶及び船舶内の人に対する不法な行為の防止及び規制に関する規則及び基準が必要に応じて更新されるよう監視されることが望ましいことを確認し、また、この観点から、国際海事機関の海上安全委員会が船舶内の旅客及び乗組員に対する不法な行為を防止するための措置を勧告したことに満足の意味をもって留意し、

更に、この条約により規律されない事項が引き継ぎ一般国際法の規則及び原則により規律されることを確認し、

すべての国が海洋航行の安全に対する不法な行為との戦いにおいて一般国際法の規則及び原則を厳格に遵守することが必要であることを認識し、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、「船舶」とは、海底に恒久的に取り付けられていないすべての型式の船をい、動的に支持される機器、潜水船その他の浮遊機器を含む。

第二条

1 この条約は、次の船舶には適用しない。

(a) 軍艦

(b) 国が所有し又は運航する船舶であつて軍の支援船として又は税関若しくは警察のために使用されるもの

(c) 航行の用に供されなくなった船舶又は係船中の船舶

2 この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的のために運航する政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない。

第三条

1 不法かつ故意に行つた行為は、犯罪とする。

(a) 暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いて船舶を奪取し又は管理する行為

(b) 船舶内の人に対する暴力行為（当該船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）

(c) 船舶を破壊し、又は船舶若しくはその積荷に対し当該船舶の安全な航行を損なうおそれがある損害を与える行為

(d) 手段のいかなる場合も、船舶に、当該船舶を破壊するような装置若しくは物質若しくは当該船舶若しくはその積荷にその安全な航行を損なう若しくは損なうおそれがある損害を与えるような装置若しくは物質を置き、又はそのような装置若しくは物質が置かれるようにする行為

(e) 海洋航行に関する施設を破壊し若しくは著しく損傷し、又はその運用を著しく妨害する行為（船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）

(f) 虚偽と知つていっている情報を通報し、それによ

り船舶の安全な航行を損なう行為

(g) (a)から(f)までに定める犯罪及びその未遂に
関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行
為

2 次の行為も、犯罪とする。

(a) 1に定める犯罪の未遂

(b) 1に定める犯罪の教唆その他の当該犯罪に
加担する行為

(c) 1の(b)、(c)及び(e)に定める犯罪を行うとの
脅迫(船舶の安全な航行を損なうおそれがある
ものに限る)。何らかの行為を行うこと又は
行わないことを自然人又は法人に強要する
目的で行われることを要件とするか否かにつ
いては、国内法の定めるところによる。

第四号

1 この条約は、船舶が一の国の領海の外側の限
界若しくは隣接国との境界を越えた水域に向
かつて若しくは当該水域から航行し若しくは航
行する予定である場合又は当該水域を航行し若
しくは航行する予定である場合に適用する。

2 この条約は、1の規定によりこの条約が適用
されない場合においても、犯人又は容疑者が1
に規定する国以外の締約国の領域内で発見され
たときは、適用する。

第五号

締約国は、第三条に定める犯罪について、その
重大性を考慮した適当な刑罰を科することができ
るようにする。

第六号

1 締約国は、次の場合において第三条に定める
犯罪についての自国の裁判権を設定するため、
必要な措置をとる。

(a) 犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする
船舶に対し又はその船舶内で行われる場合
(b) 犯罪が自国の領域(領海を含む)内で行
われる場合

(c) 犯罪が自国の国民によって行われる場合
2 締約国は、次の場合において第三条に定める
犯罪についての自国の裁判権を設定することが

できる。

(a) 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者に
よって行われる場合

(b) 犯罪の過程において自国の国民が逮捕さ
れ、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場
合

(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わ
ないことを自国に対して強要する目的で行わ
れる場合

3 2に定める裁判権を設定した締約国は、その
旨を国際海事機関事務局長(以下「事務局長」
という)に通報する。当該締約国は、その後
に当該裁判権を廃止した場合には、その旨を事
務局長に通報する。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、
かつ、自国が1又は2の規定に従って裁判権を
設定したいずれの締約国に対しても当該容疑者
の引渡しを行わない場合において第三条に定め
る犯罪についての自国の裁判権を設定するた
め、必要な措置をとる。

5 この条約は、国内法に従って行使される刑事
裁判権を排除するものではない。

第七号

1 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国
は、状況によって正当であると認める場合には、
刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するた
めに必要とする期間、当該犯人又は容疑者の所
在を確保するため自国の法令に従って抑留そ
の他の措置をとる。

2 1の措置をとった締約国は、自国の法令に
従って事実について直ちに予備調査を行う。

3 いずれの者も、自己について1の措置がとら
れている場合には、次の権利を有する。

(a) 当該者の国籍国その他当該者と連絡を取る
資格を有する国又は当該者が無国籍者である
場合には当該者が領域内に常居所を有する国
の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る
権利

(b) (a)の国の代表の訪問を受ける権利

4 3に定める権利は、犯人又は容疑者が領域内
に所在する締約国の法令に反しないように行使
する。当該法令は、3に定める権利の目的とす
るところを十分に達成するようなものでなけれ
ばならない。

5 締約国は、この条の規定に基づいていづれか
の者を抑留した場合には、前条1の規定に従っ
て裁判権を設定した国及び適当と認めるときは
その他の利害関係国に対し、その者が抑留され
ている事実及びその抑留が正当とされる事情を
直ちに通報する。2の予備調査を行った国は、
その結果をこれらの国に対して直ちに報告する
ものとし、かつ、自国が裁判権を行使する意図
を有するか否かを明示する。

第八号

1 締約国(旗国)の船舶の船長は、第三条に
定める犯罪のいづれかを行ったと信ずるに足り
る相当な理由がある者を、他の締約国(受取
国)の当局に引き渡すことができる。

2 旗国は、自国の船舶の船長が、実行可能な時
点において(可能なときは、1の規定に基づい
て引き渡そうとする者)を乗せて受取国の領海に
入る前に、当該受取国の当局に対し、その者
を引き渡す意図を有する旨及びその理由を通報
することを確保する。

3 受取国は、引渡しの原因となつた行為がこの
条約が適用されないと考えられる理由がある場合を
除くほか、当該引渡しを受け入れるものとし、
前条の規定に従って手続をとる。引渡しを受け
入れない場合には、その理由を明らかにする。

4 旗国は、自国の船舶の船長が犯罪に関し所持
する証拠を受取国の当局に提供することを確保
する。

5 3の規定に従って1に規定する者の引渡しを
受け入れた受取国は、旗国に対し、当該者の旗
国への引渡しを受け入れるよう要請することが
できる。旗国は、その要請に考慮を払うものと
し、要請に応ずる場合には、前条の規定に従っ
て手続をとる。要請に応じない場合には、受取

国に対してその理由を明らかにする。

第九号

この条約のいかなる規定も、自国を旗国としな
い船舶内において捜査又は取締りのための裁判権
を行使する各国の権限に関する国際法の規則に影
響を及ぼすものではない。

第十号

1 犯人又は容疑者が領域内で発見された締約国
は、第六号の規定が適用される場合において、
当該犯人又は容疑者を引き渡さないときは、犯
罪が自国の領域内で行われたものであるか否か
を問わず、いかなる例外もなしに、自国の法令
による手続を通じて訴追のため遅滞なく自国の
権限のある当局に事件を付託する義務を負う。
その当局は、自国の法令に規定する他の重大な
犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

2 いずれの者も、自己につき第三条に定める犯
罪のいづれかに関して訴訟手続がとられている
場合には、そのすべての段階において公正な取
扱い(当該者がその領域内に所在する国の法令
においてそのような訴訟手続のために規定する
すべての権利及び保障の享受を含む)を保障
される。

第十一号

1 第三条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯
罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯
罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪と
して含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締約
国は、自国との間に犯罪人引渡し条約を締結して
いない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受
けた場合には、随意にこの条約を第三条に定め
る犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠
とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、
請求を受けた締約国の法令に定めるその他の条
件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締
約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国の

法令に定める条件に従い、相互間で、第三条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第三条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、必要な場合には、当該犯罪が発生した場所においてのみでなく、引渡しを請求する締約国の管轄内においても行われたものとみなされる。

5 第六条の規定に従つて裁判権を設定した二以上の締約国からの犯罪人引渡しの請求を受け、かつ、訴追しないことを決定した締約国は、犯人又は容疑者を引き渡す国を選択するに当たり、犯罪の時に船舶の旗国であつた締約国の利益及び責任に對して妥當な考慮を払う。

6 この条約による容疑者の引渡しの請求を受けた締約国は、当該請求を考慮するに当たり、請求を行った国において当該容疑者が第七條3に定める権利を行使することができると否かについて妥當な考慮を払う。

7 締約国間で適用されるすべての犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡取極は、この条約に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正される。

第十二条

1 締約国は、第三条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助（自国が提供することができると認められる）であつて当該訴訟手続に必要なものの収集に係る援助を含む。を与える。

2 締約国は、相互援助に關する条約を締結している場合には、当該条約に従つて1に定める義務を履行する。締約国は、そのような条約を締結していない場合には、国内法に従つて相互に援助を与える。

第十三条

1 締約国は、特に次の方法により、第三条に定める犯罪の防止について協力する。

(a) 自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置をとること。

(b) 自国の国内法に従つて情報を交換し、かつ、第三条に定める犯罪を防止するために適宜とる行政上の措置その他の措置を調整すること。

2 第三条に定める犯罪が行われたために船舶の通航が遅延し又は中断した場合には、当該船舶又はその旅客若しくは乗組員が領域内に所在する締約国は、当該船舶並びにその旅客、乗組員及び積荷を不當に抑留し又は遅延させることがないようあらゆる可能な努力を払う。

第十四条

第三条に定める犯罪が行われるであろうと信ずるに足る理由を有する締約国は、国内法に従い、第六條の規定に従つて裁判権を設定した国に該当することとなるであらうと認める国に對し、できる限り速やかに自国が有する關係情報を提供する。

第十五条

1 締約国は、国内法に従い、できる限り速やかに、次の事項に關して有する關係情報を事務局長に提供する。

(a) 犯罪の状況

(b) 第十三條2の規定に従つてとつた措置

(c) 犯人又は容疑者に對してとつた措置、特に犯罪人引渡手続その他の法的手続の帰結

2 容疑者を訴追した締約国は、国内法に従い、訴訟手続の確定的な結果を事務局長に通報する。

3 事務局長は、1及び2の規定に従つて伝達された情報をすべての締約国、國際海事機關（以下「機關」という。）の加盟国、他の關係国及び適當な政府間國際機關に通報する。

第十六条

1 この条約の解釈又は適用に關する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によつて解決できないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、

國際司法裁判所規程に従つて國際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の一部又は全部の規定に拘束されない旨を宣言することとができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との關係において当該規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付したいずれの国も、事務局長に對する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十七条

1 この条約は、海洋航行の安全に對する不法な行為の防止に關する國際會議に参加した国による署名のため、千九百八十八年三月十日にローマにおいて開放するものとし、すべての国による署名のため、千九百八十八年三月十四日から千九百八十九年三月九日まで機關の本部において開放する。その後は、加入のため開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによつて行ふ。

第十八条

1 この条約は、十五の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後九十日で効力を生ずる。

2 この条約の効力発生のための要件が満たされた日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、当該寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

を生ずる。

第十九条

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から一年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによつて行ふ。

3 廃棄は、事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第二十条

1 機關は、この条約の改正のための會議を招集することができる。

2 事務局長は、締約国の三分の一又は十の締約国のいずれか多い方の数の締約国からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約國會議を招集する。

3 この条約の改正が効力を生じた日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第二十一条

1 この条約は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行ふ。

(a) この条約に署名しており又は加入しているすべての国及び機關のすべての加盟国に對し、次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名及び批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日

(ii) この条約の効力発生の日

(iii) この条約の廃棄書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(iv) この条約に基づいて行われた宣言、通報又は通告の受領

(b) この条約に署名し又は加入したすべての国にこの条約の認証謄本を送付すること。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託者は、國際連合憲章第二百二條の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため速やかに國際連合事務

務総長に送付する。

第二十二条

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十八年三月十日にローマで作成した。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの安全を増進するとの見地から有意義と認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書

この議定書の締結国は、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結国として、同条約を作成した事情が大陸棚に所在する固定プラットフォームにも存在することを認識し、この議定書により規律されない事項が引き続き

一般国際法の規則及び原則により規律されることを確認して、次のとおり協定した。

第一条

1 大陸棚に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われる次条に定める犯罪については、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(以下「条約」という。)の第五条、第七条及び第十条から第十六条までの規定を準用する。

2 この議定書は、1の規定によりこの議定書が適用されない場合においても、犯罪が一の国の内水又は領海に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われ、かつ、その犯人又は容疑者が当該国以外の締結国の領域内で発見されたときは、適用する。

3 この議定書の適用上、「固定プラットフォーム」とは、資源の探査又は開発その他の経済的な目的で海底に恒久的に取り付けられている人工島、施設又は構造物をいう。

第二条

1 不法かつ故意に行う次の行為は、犯罪とする。

(a) 暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いて固定プラットフォームを奪取し又は管理する行為

(b) 固定プラットフォームにおける人に対する暴力行為(当該固定プラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限る。)

(c) 固定プラットフォームを破壊し、又は固定プラットフォームに対しその安全を損なうおそれがある損害を与える行為

(d) 手段のいかんを問わず、固定プラットフォームにこれを破壊するような若しくはその安全を損なうおそれがある装置若しくは物質を置き、又はそのような装置若しくは物質が置かれるようにする行為

(e) (a)から(d)までに定める犯罪及びその未遂に関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為

2 次の行為も、犯罪とする。

(a) 1に定める犯罪の未遂

(b) 1に定める犯罪の教唆その他の当該犯罪に加担する行為

(c) 1の(b)及び(c)に定める犯罪を行うとの脅迫(固定プラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限定)。何らかの行為を行うこと又は行わないことを自然人又は法人に強要する目的で行われることを要件とするか否かについては、国内法の定めるところによる。

第三条

1 締結国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が、自国の大陸棚に所在する固定プラットフォームにおいて行われる場合

(b) 犯罪が自国の国民によつて行われる場合

2 締結国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、

(a) 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によつて行われる場合

(b) 犯罪の過程において自国の国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合

(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

3 2に定める裁判権を設定した締結国は、その旨を国際海事機関事務局長(以下「事務局長」という。)に通報する。当該締結国は、その後当該裁判権を廃止した場合には、その旨を事務局長に通報する。

4 締結国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1又は2の規定に従つて裁判権を設定したいずれの締結国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める

犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5 この議定書は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第四条

この議定書のいかなる規定も、大陸棚に所在する固定プラットフォームに関する国際法の規則に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 この議定書は、千九百八十八年三月十日にローマにおいて、また、千九百八十八年三月十四日から千九百八十九年三月九日まで国際海事機関(以下「機関」という。)の本部において、条約に署名した国による署名のために開放する。その後は、加入のため開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによつて行う。

4 批准、受諾又は承認を条件とすることなく条約に署名した国、これを批准し、受諾し又は承認した国及びこれに加入した国のみが、この議定書の締結国となることができる。

第六条

1 この議定書は、三の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後九十日で効力を生ずる。ただし、この議定書は、条約が効力を生ずる前に効力を生ずることはない。

2 この議定書の効力発生のための要件が満たされた日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、

承認又は加入は、当該寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第七条

1 締約国は、自国についてこの議定書が効力を生じた日から一年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 いずれかの締約国による条約の廃棄は、この議定書の廃棄とみなす。

第八条

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 事務局長は、締約国の三分の一又は五の締約国のいずれか多い方の数の締約国からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

3 この議定書の改正が効力を生じた日の後に寄託される批准書、受託書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとする。

第九条

1 この議定書は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。

(a) この議定書に署名しており又は加入しているすべての国及び機関のすべての加盟国に対し、次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名及び批准、受託、承認又は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日

(ii) この議定書の効力発生の日

(iii) この議定書の廃棄書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(iv) この議定書又は条約に基づいて行われたこの議定書に関する宣言、通報又は通告の受領

(b) この議定書に署名し又は加入したすべての

3 国はこの議定書の認証謄本を送付すること。この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第十条

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年三月十日にローマで作成した。

千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めたの件

千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定しており、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足するものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際民間航空に使用される空港における安全を増進するとの見地から有意義と認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

する理由である。

千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書

この議定書の締結国は、

国際民間航空に使用される空港における人の安全を損ない若しくは損なうおそれがあり又はそのような空港の安全な運用を害する不法な暴力行為が、そのような空港における安全に対する世界の諸国民の信頼を損ない、また、すべての国の民間航空の安全なかつ秩序ある運営を妨げるものであることを考慮し、

そのような不法な暴力行為の発生が国際社会の重大な関心事であり、また、そのような不法な暴力行為を抑止する目的をもって犯人の処罰のための適当な措置を緊急に講ずる必要があることを考慮し、

国際民間航空に使用される空港におけるそのような不法な暴力行為に対処するため、千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する規定を採択する必要があることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書は、千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(以下「条約」という。)を補足する。この議定書の締結国の間においては、条約及びこの議定書を単一の文書として一括して読みかつ解釈するものとする。

第二条

1 条約第一条1の次に1の二として次のように加える。

1の二 何らかの装置、物質又は武器を使用し、て不法かつ故意に行う次の行為(国際民間航空に使用される空港における安全を損ない又は損なうおそれがあるものに限る。)は、犯罪とする。

空に使用される空港における安全を損ない又は損なうおそれがあるものに限る。)は、犯罪とする。

(a) 国際民間航空に使用される空港における人に対する暴力行為(重大な傷害又は死亡を引き起こし又は引き起こすおそれがあるものに限る。)

(b) 国際民間航空に使用される空港に係る施設若しくはそのような空港にある業務中ではない航空機を破壊し若しくは著しく損傷し又はそのような空港に係る業務を混乱させる行為

2 条約第一条2の(a)及び(b)中「1」の下に「又は1の二」を加える。

第三条

条約第五条2の次に2の二として次のように加える。

2の二 容疑者が領域内に所在する締約国は、1(a)の場合に該当する締約国に対し第八条の規定に従ってその容疑者を引き渡さない場合に第一条1の二に定める犯罪行為及びこれらの犯罪行為に係る同条2に定める犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

この議定書は、千九百八十八年二月九日から二十四日までモントリオールにおいて開催された航空法に関する国際会議に参加した国による署名のため、千九百八十八年二月二十四日にモントリオールにおいて開放するものとし、千九百八十八年三月一日後は、この議定書が第六条の規定に従って効力を生ずるまで、ロンドン、モスクワ、ワシントン及びモントリオールにおいてすべての国による署名のために開放しておく。

第四条

この議定書は、署名国によって批准されなければならない。

第五条

1 この議定書は、署名国によって批准されなければならない。

2 条約の締結国でない国は、同時に条約第十五条の規定に従って条約を批准し又はこれに加入

する場合に限り、この議定書を批准することができる。

3 批准書は、この議定書による寄託書として指定されるソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府又は国際民間航空機関に寄託する。

第六条

1 この議定書は、十の署名国が批准書を寄託したときは、十番目の批准書の寄託の日の後三十日目の日にそれらの署名国の間で効力を生ずる。この議定書は、その後批准書を寄託する国については、その批准書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の後直ちに寄託者が国際連合憲章第百二条及び国際民間航空条約（千九百四十四年シカゴ）第八十三条の規定に従って登録する。

第七条

1 この議定書は、その効力発生の後は、非署名国による加入のために開放しておく。

2 条約の締約国でない国は、同時に条約第十五条の規定に従って条約を批准し又はこれに加入する場合に限り、この議定書に加入することができる。

3 加入書は、寄託者に寄託するものとし、加入は、加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第八条

1 この議定書のいずれの締約国も、寄託者にあつた通告書によつてこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者からの通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 この議定書の廃棄は、それ自体では、条約の廃棄の効力を有しない。

4 条約の廃棄は、この議定書により補足された条約の締約国によつて行われた場合には、この議定書の廃棄の効力も有する。

第九条

1 寄託者は、この議定書のすべての署名国及び加入国並びに条約のすべての署名国及び加入国に対し、次の事項を速やかに通報する。

(a) この議定書の各署名の日及び各批准書又は各加入書の寄託の日

(b) この議定書の廃棄の通告の受領及びその受領の日

2 寄託者は、1に規定する国に対し、第六条の規定に従つてこの議定書が効力を生ずる日を通報する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで、それぞれが英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による真正な四本文から成る原本四通を作成した。

第百四十回国会外務委員會議録第二十号中正誤

ページ 段 行 誤 正 参加国

一〇三 三カ国

外務委員會議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正

九一 四 中正義務 忠誠義務

平成十年四月六日印刷

平成十年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局